

令和4年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

令和4年9月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について

1. 同意第 2号 教育委員会委員の任命について

1. 報告第15号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1. 報告第16号 令和3年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

1. 報告第17号 放棄した債権の報告について

1. 議案第46号 辺地に係る総合整備計画の策定について

1. 議案第47号 財産の処分について

1. 議案第48号 涌谷町いじめの防止等に関する協議会等条例

1. 議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第50号 指定管理者の指定について（健康文化複合温泉施設）

1. 議案第51号 指定管理者の指定について（涌谷町研修館）

1. 議案第52号 指定管理者の指定について（わくや万葉の里）

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	11番	大泉 治 君
12番	鈴木 英雅 君	13番	後藤 洋一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事兼課長	高橋 貢 君	総務課長 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 補佐	戸澤 貴志 君	企画財政課長 兼 財政班長	大川 雄一 君
まちづくり推進課長	熱海 潤 君	税務課長	紺野 哲 君
町民生活課長	今野 優子 君	町民医療福祉センター長	大友 和夫 君
町民医療福祉副センター長 兼 参事 兼 国民健康保険病院総務管理課長	木村 智香子 君	福祉課長	鈴木 久美子 君
福祉課長 兼 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健康課長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩 渕 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長 兼 給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎一般質問

○議長（後藤洋一君） 日程第1、一般質問。

昨日から引き続き一般質問を行います。

9番杉浦謙一君、登壇願います。

〔9番 杉浦謙一君登壇〕

○9番（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。

9番杉浦でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず最初に、水道事業につきまして質問をいたします。

涌谷町の水道事業は、宮城県から買っています。受水費ありますが、この受水の割合は95.6%でありまして、県内35市町村中、8番目であります。富谷市、村田町、柴田町、七ヶ浜町、大衡村、この5つが県内受水率が100%で、大和町が99%、多賀城市が98.6%、その次が涌谷町でありまして95.6%であります。他町におきましては、色麻町とか、登米市、石巻市のような10の自治体が受水率ゼロ%ということで、県の水道を買っているわけではないという実態もありますが、大崎管内では当町に次いで大崎市が受水率61.8%でありますから相当高いことが分かるわけでありまして。

宮城県大崎広域水道の受水費は、令和7年度において改定を迎えるわけですが、その見込みを伺うものであります。

二つ目、宮城県の上水道料金、これは日本トップクラスと言われております。ダムや施設建設の過剰投資が原因と言われております。令和3年度において、施設処理能力は上水が62%、工業用水が35%、下水道は60%しか使っていないということになっております。

今年4月からみやぎ型管理運営方式というふうになりまして、メタウォーター株式会社を代表企業といたしまし株式会社みずむすびマネジメントみやぎが運営権者となっております。

この運営方式によって、涌谷町の水道事業はどのような変化があるのか伺うものであります。

三つ目であります。このみやぎ型管理運営方式になってからの初めての町の水道料金の改定ということに今後なるとは思いますが、その考えをお聴きいたしまして最初の質問とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

9番杉浦謙一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の大崎広域水道の受水費は、令和7年度改定であるが見込みはとのご質問でございますが、現在の受水費は、宮城県と大崎広域水道事業の受水団体である10市町村の間で令和元年8月に締結した覚書に基づき設定されております。

覚書では、料金の設定は令和2年度から令和6年度までの5年間について行うものとされ、令和7年度から令和11年度までの料金については令和7年度までに設定するものとされております。このことから、県と関係市町村は、今年度後半から次の期間の料金設定の在り方について協議を始めることとなっており、協議に当たっては、県から十分な情報提供をいただき、関係市町村間で意思疎通を図り対応してまいりたいと考えております。

なお、当町といたしましては、次期料金の設定において水道事業の長期的な見通しは大変厳しく、県の経営状況だけではなく関係市町村の経営状況も十分に勘案し、検討するようにとの要望を出しているところでございます。

次に、2点目のみやぎ型管理運営方式で町の水道事業での変化はとのご質問でございますが、本年4月から全国で初めて水道事業等の運営権を民間に任せた事業が開始され、大崎広域水道事業もその一部となったところでございます。

みやぎ型管理運営方式は将来的に料金の上昇幅を抑制することが目的とされておりますが、何よりも安全な水を供給することが重要であると考えております。

当町の水道事業で住民の皆様へ供給している水のほとんどが、先ほど質問者がおっしゃいましたように、ほとんどが大崎広域水道から供給を受けているものでございますのでそのあたりを注視しておりますが、現時点では水質など安全性に関する懸念はございません。

また、町水道の事業運営に当たっても、特段の変化は今のところございません。

3点目の水道料金の改定についての考え方はとのご質問でございますが、当町の水道料金設定に影響を与える主な要因といたしまして、料金収入の見込みと大崎広域水道からの受水費の状況がでございます。

料金収入は、人口減少や生活様式の変化に伴い年々減少が見込まれており、受水費の見込みにつきましては、みやぎ型管理運営方式により、ある程度、抑制はされると考えておりますが、段階的に上昇していくのではないかと思料されております。

また、施設の耐震化や老朽化に対応するための投資的経費の確保も必要になっていくものと考えております。当面、効率的な事業運営や経費を削減していくことで経常収支の黒字を見込み、現状の料金水準を維持した中で事業を継続してまいりたいと考えております。

ただし、今後の経営状況の推計を見ていきますと、水道料金の改定が必要な時期も必ずやってくるものと考えております。住民の皆様には安全な水をお届けし、経営内容にもご理解をいただきながら、しかるべき時期に議員の皆様にも相談させていただきたいと思っております。

大綱1番、水道事業の運営は健全化ということに対してご答弁を申し上げました。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 1番目の受水費でございますけれども、受水費の改定、令和7年度改定という話でありましたが、大崎広域水道、仙南仙塩広域水道、この料金負担の考え方ということが令和3年8月において宮城県より市町村への説明があり、令和2年から令和6年までの覚書だったということでありましたが、実はこの令和2年から令和5年までの変更となっているということでありまして、1年前倒しで変更になるというのが宮城県の話であります。

ここで確認しておきたいんですが、宮城県は、このみやぎ型管理運営方式、先ほど答弁がありましたが、その効果を早く料金に反映させてほしいという県内市町村から要望があったからということと1年間前倒しで変更するということとありますので、これは確認すべきものと思いますので、担当者の話をちょっとお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 今の内容についてお答えいたします。

確かに宮城県のほうから、料金改定の方針といたしまして令和2年から令和6年までの現協定を1年前倒ししたいという話がございます。

ただ、現在のところ、みやぎ型管理運営方式の長期的な見通しとかがまだ具体的に示されている段階ではございませんので、各市町村とも、それに対して了解したというような状況ではないと私は認識しているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） これは宮城県議会のほうで、そういう報告があったということをお聴きしておりますので、もう少しそれは確認してもらって、1年前倒しになるのか、大きく変わってまいりますので、令和6年で料金が変わるのか、令和7年で料金が変わるか、受水費がですよ、変わるのかということで大きく変わってまいりますので、その辺をお願いしたいと思います。

二つ目のみやぎ型管理運営方式でありますけれども、基本的には昨年来、ずっと大分いろんな意見が県内でもあって、水が大丈夫なのか、質が落ちないのかという心配があったわけでありまして、一つは、料金の上昇幅を抑えるという受水費の基本料金、使用料金、これが下がらないのであれば、何のための運営方式なのか、先ほど1番目のほうでも質問したんですけれども、やっぱりそういった上昇幅を下げた効果を上げたいというのが宮城県の話ですので、ぜひとも確認をしていただいて、そしてまた、このみやぎ型管理運営方式ですけれども、私の資料だと、20年間で総事業費の削減額が337億円、10.2%の削減になるというんですけれども、これは本当なのか、お聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） お答えいたします。

ご質問にあったとおり、みやぎ型管理運営方式の事業効果といたしまして、私どもも20年間で337億円という
ことで資料をいただいているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 20年間で337億円、県内での削減額があると。率にして10%でありますけれども、それが
受水費にどのような影響を与えるのか、やっぱりそこが今後、宮城県と協議していくべきではないのか、下が
るのであれば、受水費も下げていただきたいというのが私のみならず、執行部のほうもそうだと思うんですけ
れども、そういった協議はいかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 受水費の削減効果ということになりますと、宮城県のほうで示している資料を見
ますと、もしみやぎ型管理運営方式がなければ現在の受水費、大体大崎広域水道ですと1立方メートル当たり
124円程度の受水費となっておりますが、それが令和41年から令和43年あたり、40年後ぐらいになりますと、
210円を超えるような1立方メートル当たりの受水費になると試算されておりました。それがみやぎ型管理運営
方式になりますと、大体それよりも40円ぐらい下がる、170円台ぐらいの受水費で抑えられるんじゃないかとい
う試算が示されておりますので、受水費もそういう形の上昇幅になるのかなというふうに考えているところで
ございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど県と料金改定の協議ですけれども今進められていて、前は令和元年までの供給単
価というのは129.12円。そして、5.16円引き下げて現在の124円、123.96円になったというのは、改定のときの
引き下げでしたから、また、今回の改定で、あくまでも県の見込みでしょうけれども、これがどのぐらいにな
るか、今時点で分かる時点で構いませんけれども、供給単価124円がどのぐらいの目安となるのか、ちょっと伺
いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 現在のところ、ちょっと具体的な数字というのは、まだ様々なシミュレーション
がございましてお答えいたしかねますが、県のほうのニュアンスでありますと、それほど大きな改定幅はな
いんじゃないかというふうに見込んでおります。

ただ、基本料金の部分と使用料金の部分がそれぞれ改定になりますと、町によってはいろんな改定幅が変わ
ると思いますので、その辺は注視してまいりたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 確かに前回は、改定のときは基本料金が下がりまして使用料金が上がったということがあ
りましたので、一概に何とも上がるか下がるかというのは多分ないと思うんですけれども、もう一つ気になる
のは、最終水量1日8,800立方メートルであります。受給水量は、令和2年、令和3年で1日当たり4,750立方
メートル、令和4年で1日当たり4,700立方メートルですね。今回、令和3年度の決算が出ていますけれども、配
水水量は1日当たり4,117立方メートルというふうになっておりますけれども、これを県に支払わなきゃいけな
いという契約水量というのか、そういった水量は一体どのぐらいになるのか、ちょっと8,800立方メートルは以
前からちょっと多いんじゃないかなという話もありますが、その点はいかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 最終水量、覚書水量と言ったりもいたしますが、大崎広域水道全体で12万立方メートルというところでもともとそれを各10市町村で割り振っている状況でございます。

ここの改定がなかなか難しいところございまして、改定してほしいという市町村もあれば、そのままでもいいという市町村もございますので、各市町村間のその辺のバランスを取った形に見直してほしいというのが我々の立場なんです、ちょっと改定までいけるかどうかは、今回の改定ではまだ分からない状況です。

ただ、実際に8,800立方メートルと現状1日当たりの責任数量としては4,700立方メートルなんで、その乖離が大きいものですから、できればこれを近づけるような形で要求はしてまいりたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） やっぱり実態に合った覚書水量の見直しというのは必要だと思うんですね。これは涌谷町だけではなくて関係する、今まででいいと言う自治体もあるようですけども、大方は大きく乖離した最終水量、覚書水量では、やはりこの4,700立方メートルが受給水量でありますのでかなり違う。ちょっと受給水量もなかなか増える段階ではなくてだんだん年間少なくなっているという状況を見てとれるので、やはりその点の見直しというのは訴えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。その点でも当町の考え方をお示しく下さい。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 私も議員おっしゃるとおりだとは思っております。後はちょっと上司と相談というところもございまして、多分この水量はダム建設当時に涌谷町として見込んだ水量を出したんだと思いますが、実際にはそこまで至ってないですし、大崎広域水道全体といたしましても、実際12万立方メートルというところの水量まで施設の能力は至っていないわけですので、そういったことも含めて関係市町村連携した中で協議のほうに当たってまいりたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 二つ目のほうにまいります。

高齢化社会の進展に伴いまして高齢者のみの世帯が増えていることとなっております。特に家庭からのごみ出し、集積場の問題、足の問題、あと集積場との距離の問題、分別ができないという問題など様々な課題が生じる事例があるかと思っております。

涌谷町の高齢者世帯において家庭ごみ関連の相談はあるのか伺います。

二つ目、資源を有効活用し、環境に負荷をかけない取組は必要だと思います。ごみ減量化、また3R、リデュース、リユース、リサイクルもあるように、ごみの減量化の取組について町の考え方を伺います。

三つ目であります。高齢者世帯から出ます粗大ごみの戸別収集の考え方、戸別回収といいます、考え方をお聴いたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱2の高齢者世帯の一般廃棄物に関する相談状況はということに基づきまして、まず1点目の涌谷町の高齢者世帯において家庭ごみ関連の相談はあるのかとの質問がございまして、地域包括支援セ

ンターには月に1件程度の相談がございます。

相談者は本人、別居の親族、民生委員を含む地域住民からで、そのほとんどはごみが捨てられずため込んでしまっただけからの相談でございます。相談を受けてからの対応といたしましては、地域の行政区長や民生委員等に連絡を取り現状を伝え解決方法を一緒に考えております。

また、介護保険サービスの利用者の場合は、訪問介護サービスを活用し、ごみ出し支援等の家事援助を利用しております。

区長会のほうでも集積場を近くにといったような話もございましたし、一般の住民の方からもそういったような声が届いております。

次に、2点目のごみの減量化の取組について町の考えはとの質問でございますが、ごみ処理には膨大な経費がかかり、ごみが増えるほど町の負担が増えます。ごみ処理にかかる経費を抑えるため、ごみの減量化が重要だと考えております。

ごみの減量化は燃やせるごみを減らすことにより焼却にかかる経費と温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を抑制します。また、リサイクルを行うことで限りある資源の枯渇を防ぐなどSDGs持続可能な開発目標につながる取組となります。

そういったようなことから、燃やせるごみの減量のため、生ごみの水切りや紙類を減らすための雑紙の分別など3きり運動、食材を使い切る、作った料理を食べ切る、生ごみの水分を切る、そういったようなことと先ほど質問者が申されましたが、3R、リデュース、ごみの発生をできるだけ抑制する、リユース、ごみの再使用、あるいはリサイクル、ごみの再利用ですね、これを徹底する。ちょっと私、分からなかったんですが、涌谷町にも委員会5か条について推進しておるところでございます。

続きまして、3点目の高齢者世帯への粗大ごみの戸別収集の考えはとのご質問でございますが、こちらについては現時点では考えてはおりません。収集運搬の問合せがあった場合、町内の一般廃棄物収集運搬の許可を持つ事業者を紹介しております。

今のところは、以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、一つ目の相談内容の中で、答弁の中にも高齢者のみならずいろいろあると思いますが、集積場の設置の相談というのがあると思いますね。集積場設置にはどんな条件があるのか、町の財政の問題があるのか、町としての基準があるのか、ちょっと高齢者だけではない、高齢者、一番は足の問題があるのでありますけれども、それとも関わってまいります、ごみ集積所の設置についての基準というのはどのようなものか、お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） お答えします。集積所につきましては、管理は地域の衛生組合のほうになるんですけども、収集を委託されているのが大崎広域のほうで収集業者と契約されていまして、そちらのほうが主に管理しております。

集積場の追加については原則、認められてはおりませんので、広域と相談して極端に人口が増えたところがあれば相談し、増やしてしているという状況ではあります。

あと、最近ですと、地域の方々がちょっと高齢になって集積場が遠いということで相談して増やした事例もありますので、その状況によってになります。基準というのは今までであるところはそのまま残しているという状況で、新たに増やさないということを基本にやっております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 分かりました。

集積所の問題の考え方というのは、人口というか、空き家が増えて世帯も、西地区も東地区もそうですけれども、だんだん地域に集積場のある地域が少なくなってアンバランスが出てくるという場合もあると思います。そうしたら、今の答弁だと、集積場を移動するという点も考えられると思いますけれども、それは総合的に判断をしなければいけない、地域の問題もあるし、町としての判断ということもあるかもしれません。その点、集積地の移設、または集積所の廃止ということも考えられるかと思いますが、その点の考え方というのはいかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議員のおっしゃるとおりで、やはり地域の実情があります。基本は増やさないと先ほどお話ししましたが、減らすこともなかなか難しいという状況ではあります。皆様、今までその場所を使っていたわけですので、やはりそこを集約することになると遠くなるということもありますので、そこはやはり地域と協議をしてということで、減らしたことがないわけではありませんので実際減らしているところもありましたのでそういう状況にはなっております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 環境に優しい、答弁をいただいてごみの減量化ですね、とにかく答弁の中にも地球温暖化の問題、二酸化炭素の問題、そしてまた環境に優しいまちづくりをしなきゃいけないということでありましたので、その辺は大きく話をすることはないんですけども、そういった点で努めていただければと思います。

そして、また高齢者世帯の話を続けますけれども、環境省が出しております高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務、高齢者ごみ出し支援制度導入の手引というのがありまして、自治体向けの文書があるわけです。

高齢者のごみ出し支援、先ほどいろいろ1回目の答弁をいただいた中でありましたけれども、一つは地方公共団体の廃棄物部局による取組がある。二つ目は地方公共団体の高齢福祉部局によるサービス、三つ目は地域コミュニティによる取組がある。この地域コミュニティによる取組、自治会やNPOなどの支援団体が企画運営するごみ出し支援活動があるということでもありますけれども、先ほどの答弁の中にも地域包括のほうでも取り組んでいるということが、多分二つ目の高齢福祉部局によるサービスなのかなと思いますけれども、この三つ目の地域コミュニティによる取組というのは、当町においてどういう考えなのか伺います。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） こちらは町のほうでは、この事業に関しては特に取り組んでおりません。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 地域によって有志がごみ出しを支援しているということがあるんですけども、そういった点は何らかの、それはそれとして自治会がやっている、その地域がやっているということのみならず、やっ

ぱり町としても把握をしていただいてその点を少し考えていただきたいと思っております。

何か町でやれという話ではないんですけれども、やっぱり把握だけはしていただいて、頑張っている方もいらっしゃると思いますので、その点はちょっと声かけていただければなと思っています。

私が言いたいのは、美里町町民生活課からいただいた町民向け配布物がありまして、大崎東部クリーンセンター、涌谷にあります。そこに持ち込む運搬車両がないとか、高齢で運べないなどの理由で直接搬入できない高齢者世帯を対象にした自宅有料戸別回収というのが今年4月から隣町で実施しております。たんす、布団、毛布、畳などの燃やせる粗大ごみの戸別収集を行っている。これが月1回で、料金はかかりますけれども長さによって一つ当たり500円から2,000円となっている。最長2メートル以内というのが条件でありますけれども、町の収集作業員が運び出すというふうになっております。実は一昨日がその日でありました、美里町のほうは。

高齢者のごみ出し支援を実施している自治体は様々あると思います。ぜひとも参考にすべきではないかなと思いますけれども、あくまでも地域からのそういう要望があった場合の話ですけれども、いずれそういった世帯も多くなってくるだろうと誰もが思うところであります。そういった点で、担当者としてはなかなか仕事が増えるというのはつらい話かもしれませんが、そういった点では隣町でやっているものを少し参考にすべきもの、取り入れるか取り入れないかは別として参考にすべきものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） お答えいたします。今のご質問については、町民生活課のほうでよろしいかと思うんですが、先ほどのご質問でしたが、高齢者ごみ出し支援制度導入の手引というところで、（2）については介護保険制度を利用したごみ出し支援でございまして、議員がご質問のコミュニティーにおけるごみ出し支援はいかがかというご質問に対しましては、民生委員や地域福祉推進委員等を中心として見守り活動や声かけ等を行っております。これはごみの蓄積防止だけを目的としているのではなく、心身の状況把握等も兼ねておりまさに地域住民を主体とした地域づくり活動の一環として行われております。

福祉課の事業であります生活支援体制整備事業及び重層支援体制整備事業のアウトリーチ等を通して、継続的な事業の一つのツールとして地域づくりの在り方について話合いを行っております。実際、生活支援体制整備事業の中で支え合いモデル地区支援事業というのを令和2年と令和3年で行っております。9の1の自治会と下町区の自治会でやっていただいております。やった結果としてはいろいろ課題も見えてきてございまして、行政区単位ではちょっと限界があるのではないかといた課題も見えてきておりますので、今後、関係課と連携して課題として取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 今関連がございましたので答弁をしていただきました。

それと町民生活課長から。

○町民生活課長（今野優子君） 先ほどの美里町の戸別回収の事例ですけれども、こちらのほうでもいろいろお話を伺ってはありました。あと、関係課と協議して検討していきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件につきまして、自分も膝なんかを痛めると、やはり負荷がかかると大変だということもありましたので、そういった中で区長会議なんかのときにこういったような事例が出ております。そうい

った中で、やはり私が住んでいるようなところだと、いわゆる軽トラックに積んで集積場まで行くということもありますけれども、やはり、高齢者になってくるとどうするのかなど見ていると、やはりきちんとうちを片づけているのを見ると、いわゆる近所の人とか、誰か親切な人が一緒に声をかけて集積所に運搬していただいているのは大分見かけるようになってきました。先ほどの福祉課の課長の答弁にもありましたけれども、そういったような介護事業を利用しているというのもまだまだ10人に満たないといっても、もしかしたら必要そのものは大きいものがあるのかなという感じがあります。

ですから、特にごみというのは非常にデリカシーのあるものでございますので、子供をしっかりと育てるためには子育て支援というのがありますけれども、やはり高齢者になってくると最後までしっかりして生きていただくという生き方支援というような形も、やはり高齢化に向かってそろそろそういったような身近なところで考えていかなければならないのかなと。そのような形で区長からの話とか、あるいはそういったようなところで何とかごみは出したいけれども遠くまで歩けないという、いわゆるご高齢とか、あるいは虚弱体質の人たちの支えというの今後、身につまされるような必要性が出てきているのではないかと実感していますので、何か関係課の中でこういったような行政がどのように関わっていったらいいのかなということを、いわゆる地域での共助の関係に対して公助をどのように組み入れていくかというものを考えてみたいと思いますので、どうぞそのときには様々な知恵をお借りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

暫時休憩します。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

8番久 勉君、登壇願います。

〔8番 久 勉君登壇〕

○8番（久 勉君） 8番久です。

さきに通告しておいたことについて質問させていただきます。

令和5年度の当初予算編成方針について。ちょっとタイトル大きかったんですけども、実は要旨のほうで、町民から様々な要望があると思いますけれども、解決するために町民の意見を取り入れた予算編成ができるような仕組みづくりが必要でないか。以上です。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 令和5年度の当初予算編成方針についてということに基づきまして、町民から様々な要望があると思うが、解決するために意見を取り入れた予算編成ができるような仕組みづくりが必要ではないかのご質問でございますが、現在、コロナ禍により懇談会などでの地域の皆様に直接意見をいただく機会が皆無

となっておりますが、皆様からの要望や意見については、まずは町民の代表でございます議員の皆様をはじめ各行政区長様方などを通じて随時、各課に届いておるところでございます。

しかし、町の財源には限りがある中、その全てを毎年度の予算に組み込んでいくことは本当に難しいものがございます。さらには現在、財政再建計画を実行中ということもあり、町民の皆様の声を反映しにくい状況にもあり、いつも心苦しく申し訳ない思いをいたしております。

そのような中でも皆様から頂戴した貴重なご意見、ご要望については各担当課において精査し、緊急性、重要性、将来負担、費用対効果などを考慮しながら順次予算要求を行っているところでございます。

町民の皆様にはご不便をおかけしているところもあると存じますが、このような形の中でできるだけご意見、考えをお聴きしながらやっていきたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 確かに町長の答弁のとおり、コロナによって行政懇談会、あるいは議会の報告会等もなかなかできないでいるのが現状です。

ただ、先日の議会として初めて区長さん方との懇談会を開催させていただきました。そのときの意見として出てきたのは、非常に残念だったんですけども、ものすごく乖離しているといいますか、多く言われたのは、特に道路等の問題については毎年、要望しているんだけど全然やっていただけないと。多分これは建設課のほうでは各そういった要望を並べて今年はどこをやろう、来年はどこをやろうとかと決めていると思うんですが、それは建設課だけでなく何とかそこに住民の方を入れたり、例えば古川の土木事務所であるとか、それから建設課の職員、あと地元住民、代表者である区長さんであるとか、可能であるかどうか分かりませんが、あと業者の方とか入っていただいて、要望のあった箇所を全て見て歩いてそれで優先順位をつけていただければ、今年、来年はうちのところはやらしてもらえないんですけども、将来はやらしてもらえらるだろうなど。やはり先が見えないことが住民の、この前の区長さんとの懇談会に出て感じたのは不信感といいますか、そういったものができないような、まずみんなで見たということと、それで優先順位をつければ、見て歩けば、やっぱりうちのところよりそっちのほうがいいよねとか、そういったことが分かるようなことをしてあげないとなかなか不平不満とまでは言いませんけれども、不信感。そういったことをやることによって、大きな工事を伴うものは当然除きますけれども、小破修理だとか、そう大きな金額でなくてもできるようなところを直してやれば、私たちが言っていることを聴いてもらえるんだなということがあるんでなかろうかと思っておりますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） そういった形でやるのが理想なのかなと思いますが、現状では建設課の技術職員のほうで見て緊急性の高いところから維持補修をかけているという状況があります。

ただ、そういった住民の方を直接入れた形の点検ということでは、通学路のパトロールをして、そこで指摘のあった危険箇所等については優先的に取り組む仕組みは現在既に行っておりますので、そういった形が、今、議員おっしゃられたような全ての道路の住民の方を入れたパトロールが可能かどうかは、今後、検討していき

たいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） やっぱり仕事が見えるということが大切なことだと思います。最初から参画していただければ、自分たちの意見は聴いてもらえているんだろうなと。

さっき町長、各担当課において精査しているということですがけれども、果たして各担当課だけでいいのか。例えば道路についていえば、建設課の職員だけで見て、それが公表されればまだ分かるんですけれども、うちは何番目に来るなど。多分公表もしていないと思うので、やはりいつやってももらえるかということだけが残ってしまうということがちょっと残念なのかなと思いますので、ぜひそれは検討していただきたい。

総合計画の中にも協働のまちづくりの進展ということがありますことから、これはやはり一緒にやっていくということからすれば、例えば小さいものであれば原材料だけを配布して何とか地元でできませんかと。その指導には建設課あるいは業者が行ってやり方を教えてあげるとか、そういうことをやっていくことによって町と行政との信頼関係が築かれていくのではないかなと思いますので、ぜひ検討を願いたいと思います。

お金がないとか、非常事態宣言だから金がどうのこうのと言いますがけれども、町長、これは、例えば財源として町税が15億円あるわけですので、そのうちの1%、1,500万円は道路の単独、制度で直せるのはいいですよ。補助制度であるとか、起債であるとか、そういったのでない簡単な補修工事みたいなのであれば、1,500万円もあれば1%で西、東、箕岳、500万円ぐらいずつということもぜひルール化していただいて毎年、これだけは確保して、そして、皆様の生活道路の安全確保のために使用すると。

それから、ゴルフ場の利用税交付金というのが1,360万円あります。それにゴルフ場の貸付料が650万円、合わせて約2,000万円あるわけですから、これも皆、ひっくるめて一般財源として使っていますけれども、ぜひこれはゴルフ場に来てゴルフをした方が納めていった金だと分かるような看板を立てて、例えば前にも言った箕岳山の道路の整備に充て利用者に分かるような看板を立てていただいて、この道路は皆様に納めていただいたゴルフ場利用税で造っていますよとか、例えばガソリン税なんかでも、道路の看板にここはガソリン税で造っていますよとかという看板もあることですから、そういった目に見える利用者の方が、ああ、俺たちが納めた金がこういうふうに使われているんだということが分かるような、そういった仕組みづくりもぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 非常に分かりやすい形の中での質問でございますので、それは分かりやすいというのはどうということかといいますと、お金は何ぼあっても足りないという状況の中で、特に道路予算、あるいは側溝予算というのは本当に要望額の10分の1も果たしていないのではないかと私自身は思っておりますので、各地区割にこのぐらいと準備しておくというのも一つの考えだと思いますし、ゴルフ場の利用税だけで道路ができるとは思いませんけれども、例えば緊急債なんかに対応になったときに、地元負担というか、町の負担分の3割分はゴルフ利用税を使わせていただきますよという形の中でやれば分かりやすいし、後の方のために自分たちがもっとゴルフ場を利用させてもらうのかなど、そんな気持ちにもつながればいいと思いますので、いろいろ大変考えればおもしろい財源確保と金の使い方が浮かび上がってまいりましたので、ちょっとその辺あたりを考えさせていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） そうですね、ぜひ考えていただきたいと思います。

私、何もゴルフ場、麓岳の観光道路を一気に全部ということでないわけですから、1年間で、例えば交付金と貸付料でできる範囲内でやっていくとか、そういったのも一つの方法だと思うんです。毎年、大体入ってくる金は、昔はバブルの頃はこんなものでなかったんですけども、入ってきたお金は。だんだん少なくなっていますけれども、しかし、安定的に入ってくる金ですからそれは決まっていることですから計画も立てやすいと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、やはり私の立場でいえば、いかに住民の皆様喜んでいただけるように効率的にお金を使うかということがありますので、そういったようなご指摘、あるいはご指導ですね、私に課していただいたこともありますので、それがどのような財源配分になるかは分かりませんが、これも各課において、各事業においても同じことだと思いますね。多くの住民の人たちが関わってくると、やはりそこに大きな財源配分をすると、そのことが関係すればするほど、いわゆる喜んでいただくということもありますので、そういったような形の中でできるだけ、言ってみれば住民の多くの声を聴いて、あるいは共に住民の皆様と一緒に行動を取ったほうが、もしかしたら財源的に確保ができやすいのかということもありますので、それは住民の皆様がその分、喜んでいただけるということにつながりますので、そういったような形を私は積極的に活用させていただきたいなど。まさにそうならば、共に住民との協働参画ということで行政との違和感というのは大分少なくなるのではないかと、そのように思っておりますので、しっかりと検討させていただきます。（「終わります」の声あり）

○議長（後藤洋一君） ご苦労さんでした。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

4番佐々木敏雄君、登壇願います。

〔4番 佐々木敏雄君登壇〕

○4番（佐々木敏雄君） 4番佐々木敏雄です。

質問に入る前に、7月15日からの長期的な豪雨で本町を含めた広範な地域が被災されました。被害に遭われました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興、そして、日常の生活に戻られますことをお祈り申し上げます。

また、第14回全国高校野球甲子園大会、仙台育英学園高校が初優勝しました。初めて白河の関を越え、東北に真紅の優勝旗をもたらしました。おめでとう、仙台育英学園。大変喜ばしい出来事であります。107年間、一度

も東北に優勝旗が回ってこなかったことを考えると、大偉業を成し遂げたものであり感慨深いものがあります。仙台育英学園の優勝が東北の新たな事業、新たな産業の幕開けに結びつくきっかけとなることを大いに期待いたします。

加えて、新年度に向け斬新な行政サービスをこの東北から、宮城県から、または涌谷町から発信されることを期待いたします。

それでは、通告に従い質問いたします。

項目1、認定こども園用地、健康パークの一部の売渡し手続の検証について質問いたします。

前回、6月会議の一般質問で認定こども園の建設用地を再検討すべきとの内容の質問をいたしましたでしたが、その実況がユーチューブで発信されています。視聴回数は今日で511回であり、多くの町民の方々も認定こども園の事業の進め方などに疑問を持たれての視聴と推察しています。

また、天平の湯の指定管理者の選定が認定こども園関連のNPO法人であるとなると、健康パーク一帯が同一関連法人が管理することになり、町民の多くがなおさらに疑念が倍增するのではないかと懸念いたしています。実際に私のところにも問合せが来ています。

6月会議を振り返ると、一般質問の通告締切りが5月31日であり、6月1日には既に用地の売買契約が締結され6月会議には用地売買の処理は一切終了していました。結果的に一般質問の内容は、現実の遂行状況とは大きなタイムラグがあり、執行部側にとっては過去の内容であり非常に残念に思っています。

さて、議員に配付されている議員必携に、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理に対し、事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判、批判とは判定評価するという意味合いでございますけれども、批判し、監視することであると掲載されています。これが議会の使命となっております。よって、今回の行政財産の処分の事務執行手続について確認をさせていただきます。

6月会議で、認定こども園関連予算の採決に4名の議員の反対があった案件ですので、当然、検証あるいは確認などを行っていると思われますので、検証等の内容をお伺いします。1点目です。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 大綱1番の認定こども園用地売買手続を問うということでございますが、認定こども園用地売買手続の検証についてのご質問をいただきました。

この件につきましては、6月会議におきまして行政報告させていただいたところでございますが、用地売買手続に関しましては、1月17日に事業者様から担当課に対し、町内に認定こども園を建設したいという旨が打診があり、庁内で検討を行い土地の売却を決定いたし、6月1日に土地売買契約を締結したところでございます。

売買手続の検証とのことですが、委員の皆様にはご説明する時期が6月会議直前となってしまう多大なご心配をおかけしました点につきましては、本当に申し訳ないなというところでございます。もう少し早くお知らせし、それからご審議いただきたいと思ったところでございます。

また、認定こども園建設場所についても様々なご意見をちょうだいしたところでございますが、建設予定地につきましては、健康と福祉の丘に隣接している場所でございます。健康と福祉の丘は、町民の健康水準の

向上、疾病等の治療、介護及び福祉向上等を目的として町民の町民生活の向上に資するための施設であることから、この場所に認定こども園が建設されることにより、今以上に様々な世代が集う地域となり、まさに涌谷町町民医療福祉センター基本方針の目標にありますように、安らかに生まれ、健やかに育ち、朗らかに働き、和やかに老いるといった涌谷町のまちづくりを象徴する場所になるものと考えているところでございます。

今後、認定こども園が建設されることによって新たにこの地域に人の往来が増えることから、隣接するわくや天平の湯や産直センター黄金の郷などに対してもプラス効果をもたらすものと期待しているところでございます。

先ほども申し上げましたが、今回の用地売買手続につきましては、議会議員の皆様には報告、相談を行う時期が遅くなってしまった点につきましては本当に反省いたしております。今後、このようなことがないよう、町政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 今回の認定こども園の建設事業費は3億8,000万円ですが、諸手続は1月17日の建設の打診があつてから7か月半足らずのスピーディーな建築関係の準備を含め処理を成し遂げております。

しかし、議会側から見れば、3月会議には書類などが整わず議会に相談する状態でなかったと答弁があり、6月会議前には用地の処分が一切終了しているという状況でありました。あえて議会の関与を避けての処分だったのではと思うのは私だけでしょうか。

6月会議で、5月20日に健康パークの用途廃止を企画財政課長に引継ぎがあつたと回答がありましたが、その引継ぎを行った課は健康福祉課を管理する総務管理課でよろしいのでしょうか、確認しておきます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 健康パークの所管は総務管理課になっております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 所管はそうですが、用途廃止して企画課長のほうに引継ぎをしたのは総務管理課なのかということをお聴いているわけです。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 6月会議の会議録を見ますと、議員のほうから、行政財産を普通財産に替えるためには用途廃止が必要ということでご指摘がございましたけれども、この件につきましては、企画財政課のほうに全てお願いしておつたということだと思います。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 所管が総務管理課なのに、企画財政課がしなくちゃいけないという何か特別な理由があつたのでしょうか、お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課戸澤班長。

○企画財政課課長補佐（戸澤貴志君） お答えいたします。企画財政課につきましては、財産の管理という部分を所管しておりますので、今回の行政財産から普通財産への切替えの手続について企画財政課で対応したというところでございます。以上です。

- 議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。
- 4番（佐々木敏雄君） 組織で事務を行っているのですが、時々でころころとそういう担当が替わるということはいかがなものかと思いますが、副町長、いかがですか。
- 議長（後藤洋一君） 副町長。
- 副町長（高橋宏明君） ただいま戸澤企画財政課長補佐が説明したとおり、普通財産に切替えの手続のところから企画財政課が携わって、総務管理課から企画財政課へ引継ぎしたというものでございます。
- 議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。
- 4番（佐々木敏雄君） それでは、6月に引継ぎがあったと答弁したことは間違いじゃなかったのでしょうか、お伺いします。
- 議長（後藤洋一君） 副町長。
- 副町長（高橋宏明君） 5月20日に行政財産から普通財産に換わった時点で、企画財政課のほうに所管替えになっております。
- 議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。
- 4番（佐々木敏雄君） 質問は、企画財政課に引継ぎがあったと答弁あったわけですが、その課はどこかと尋ねたんですけども、用途廃止も企画財政課で行ったということに捉えるんですが、そこは管理している総務管理課が当然、用途廃止を行って企画財政課長に引き継ぐべきものだったのではなかったのかと問いたかったんですが、その辺はいかがですか。
- 議長（後藤洋一君） 副町長。
- 副町長（高橋宏明君） その手続の部分から企画財政課のほうで携わったということでございます。
- 議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。
- 4番（佐々木敏雄君） 地方自治法に、行政財産はこれを貸付け、交換、売払い、譲与、出資の目的として、もしくは信託、またはこれに私権を設定することができない、私権は私の権利です、となっています。基本的に、行政財産は売ることも貸すこともできないというのが基本になっていますが、これを現に売っております。当然、それは用途廃止をして売ったという理由かと思えますけれども、用途廃止をすること自体が議会の議決要件ではないのかなと私は思うんですが、その辺の解釈をお伺いします。
- 議長（後藤洋一君） 課長補佐戸澤君。
- 企画財政課課長補佐（戸澤貴志君） 用途廃止につきまして議会の議決が必要ではなかったかのご質問でございますが、用途廃止につきましては議会の議決事項に含まれていないことから、不要と考えております。
- 今回の件に関しましては、先ほど町長が申し上げたとおり、議会への報告が遅れてしまい大変反省しているところでございます。終わります。
- 議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。
- 4番（佐々木敏雄君） 今回の行政財産の用途廃止部分は、2,000平米近い面積でもあり、売却額も1,300万円を超える金額で所有権も当然移転するものです。以前、行政財産である世代館の用途廃止の条例改正があります。用途廃止後の所有権の移転もない案件です。この案件ですら議会に諮っているわけであって、これらの状況から見ても、この行政財産の処分は議会に諮るべきものであると類推できますが、いかがですか、法務担当の総

務課長あたりからでも結構ですので、お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 前回につきましては、設置条例の中に世代館がございましたので削除ということで条例に提案させていただいたものでございます。それをもって基本的には廃止条例ということで用途の変更ができるものと捉えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 健康パークも条例の中に載っている行政財産、同じ行政財産、ただ土地か建物かの違いだけであって行政財産には変わらないわけなんです。その辺の整合性、いかがですか、もう少し分かりやすく根拠の説明をお願いできればと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 世代館におきましては、その建物、土地全てでございましたが、健康パークについては今回その一部ということで、健康パーク自体は条例廃止となっておりますのでそのまま条例上、残っているものと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） いや、一部も当然、その処分をしているわけですので、じゃ、最初から一部も処分できないという理解で可能だったのではないかと思いますけれども、そういう一部だからできない、全部だからいいという問題ではないのではないかと思いますけれども、その辺は少し精査なりしていただければと思います。

前に進みますけれども、6月会議で質問した中で未確定な要件がありました。相手方と協議するという回答を受けましたけれども、上下水道の布設、駐車場の使用、売買した側溝、それから周辺の恒常的な遊園の使用、健康パーク内の安全管理、このようなことを協議するという回答を受けましたが、その経過はいかがですか。

○議長（後藤洋一君） 誰ですか、安全管理については。

○4番（佐々木敏雄君） 管理されているのは、それはどちらなんですか、それも。担当課で結構だと思いますけど。

○議長（後藤洋一君） 課長補佐。

○企画財政課課長補佐（戸澤貴志君） 6月会議でご質問あった内容につきましては、まず、浄化槽はどうかというご質問がまずあったかと思います。浄化槽につきましては、施設内の北側のほうに設置してそこから用水のほうに排水するという計画で聴いております。

また、駐車場につきましても敷地内の北側のほうに確保してそちらを活用するというふうに聴いております。

あと、施設の共用部分といいますか、健康パークの部分と遊創の森の部分の管理の部分につきましては、どのように管理していくかという部分につきましては、今現在もちょっと協議中という状況となっております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 協議はしたけれども、まだ結論的なものは出ていない。布設関係は工事が関係しますの

で話しているものと推測しますが、6月にも話しましたが、売った土地以外の土地を当然、上下水道ですか、とかは使うわけですが、そこも当然、行政財産になるわけですが、その辺の話合いはどのように、ただ貸すのか、どういう形でそれを布設させるのか、条件とかはあるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（戸澤貴志君） 水道につきましては、旧世代館側のほうから引くという話を受けております。

ただ、布設管を通す際の土地利用というか、その部分については協議中ということになっております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 協議はいいんですけれども、当然必要なんですけれども、私が言いたいのは、土地の使用は行政財産ですのでただ貸すとか、無償で貸すことも当然可能でしょうけれども、手続が必要なことは重々、お分かりのことと思いますけれども、ただ、1年とか半月とか、そういうもので貸すわけじゃないと思うんですね。それでこれも自治法になりますけれども、条例で定める重要な公の施設につきということは、これは健康パークも当然、該当するわけですが、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること、これは当然そういうことになると解釈できますけれども、これは議決が必要だということになっているんです。

ですから、今後、行政財産の長期とは、これは財務規則でも1年間という縛りあります。これを超えることは当然、長期と捉えてよろしいと思いますし、こども園単独で使わせるわけですので、当然この条項に該当するわけですので、そういうことも抜かりなく手続を取っていただきたいなと思います。

それで、結論的なものになりますけれども、本来ならば健康パークである行政財産の用途廃止の処分は、長期及び独占的な利用もさせるわけですので、当然、議会の議決が私は必要だったと思います。

地方自治法238条の4の第6項で行政財産は処分できないことに違反する行為は、これは無効となっているわけです。ですから、これに違反すれば、当然、今までのことは全て無効になるということも控えているわけですので、急いでそういう手続が遅れたという思いもしますが、何となく政治的な判断があったようにも思われます。議会に諮ったとしても多数決の論理は成り立ちますので、ただ、そこにはきちんとした自治法という法もあるわけですし、それから涌谷町の条例もあるわけで、そういうところはきちんと遵守して行すべきものであったらと思うんです。後で、監査委員からも恐らくそういう指摘があると思いますが、そういうことで町民の皆さんの疑念を払拭できるようなことになればいいと考えていますが、当然、こういうところの結論は出ませんでしたけれども、対策、対応、そういうことを考えなくちゃいけないものと思いますが、町長いかがですか、今回の財産の処分についての動向なり、事務手続についての感想なりをお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 技術的なことは、もちろん、そういったものをずっと担当したわけじゃないので、私自身は細部といいますか、そういったようなものは分からないわけですが、そのために担当課というものが要るものと思っております。

ただ、政治判断という言葉が気になりますけれども、私は、常にこの町の人たちが何とか形になって喜んでほしいという気持ちしかございませんので、それに対して何かよしまなように取られるような政治判断が働

いたというような意味が推測できるような言葉は、非常に不本意でございます。私に関しては、そういったようなことはこれまで一切したことがございません。何のために自分の給料をしっかりとカットして自分を戒めながらここまで来たのかということを考えていただければ、それ以上の、俗に言われるような政治判断というのはございません。もしあるとすれば、町民がこのことによって少しでも幸せになるなら、町が活発になるなら、そういう思いはございますけれども、それを政治判断と言われるのであれば、それはそれでいいんですけれども、やはりそういったようなことでの政治判断というのは、私は非常に不本意でございますので、そういったような趣旨には捉えていただきたくないと思います。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 町長もそう思われることは不本意ということでしょうけれども、私から言わせれば、当初から話しましたけれども、担当課を外してまで独自の課で採用させたと、事務執行させたということはいかがなものかと思いますが、その辺も踏まえて執行されたのであれば、そういうことは話しませんけれども、当然、総務管理課が所管であるのであれば、社会福祉関連にもなるし、児童福祉は社会福祉の関連にもなって健康と福祉の課の運営委員会にも当然かけざるを得ない案件でもあるわけです。その辺はもろもろありますので、その辺を避けるためにと、勘繰りと思われてもしょうがないんですが、そういう行動を取っていることも事実でありますので、そういうところも反省していただきたいと思います。

それでは、次に移りますけれども、有識者会議の答申を受けて今後の病院運営の考えを聞く予定でございましたけれども、昨日の同僚議員の一般質問で、町長、センター長の考えをお聴きしましたのでそれを踏まえて質問させていただきます。

町長は常々、有識者会議の答申は参考にはするが、必ずしも従うものではないと話されていましたが、結論的には、有識者会議の答申どおりに公立病院経営強化プラン策定を望み、センター長は、今後も増加する高齢者人口に対応するため、ベッド数を現状維持にしていきたい旨の考えと捉えました。また、良い医療の確保のため、医師確保をしたいということも受け止めたところです。

私もベッド数を減らすことは時期尚早だと思っています。なぜなら、センター長も話しましたが、高齢者の人口推計では2050年、これまでも高齢者の人口が実質伸びていくという推計になっています。一旦減らしたベッドは増やすことはできませんので保っておくべきと思います。

国では在宅医療を進めていますが、現実、核家族化が進み看病や介護をする人がいなくなっていますし、家庭で生活が回らない病気がちの高齢世帯も増えています。結果的に不安を抱え、寂しい生活を送らざるを得ない高齢者も多く生活しております。当然、これは涌谷町のみならず近隣の市町も同様であります。

そのような状況であることを目の当たりにして、ベッド数の削減は患者さんや町民の不安を駆り立てることになります。そのような方々の受皿的な病院、それが涌谷の病院であろうと思います。その役割を今、センター長を中心に病院スタッフが一丸となって、町民あるいは周辺にアピールしている矢先でもあります。

ほかに、昨日の一般質問で感じたことですが、センター長は病院事業の管理者であり、企業としての合理的、能率的な経営を確保するため独自の権限を持っております。基本、病院事業執行はセンター長の責務でありますので病院内で結論を出した方針は尊重すべきと考えます。真っ向から患者さんに向き合っているプロの方々の方々の集団の見解でもありますので、十分に尊重すべきと考えておりますが、昨日のセンター長の言葉からは

人事に関わること、病院業務に関わるダウンサイジングすることを意に反し指示された旨のことを聴きましたが、そのような事実があったのかどうか。

それから、ダウンサイジングについての町長の考え方はあるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問者は、いわゆる総務管理課長などを歴任してこられた方ですから分かっておりますけれども、私は、4月に大友管理者が、新たな管理者を迎えるという動きがあったときに将来が心配だからということがございました。そういった中で、だったら今までの4年間の経験を生かして何とかこの病院を立て直してほしいと、そのことはお願いして就任していただきました。

そういった中で、有識者会議に向けての指示は受けました。私からすると、有識者会議はもっと突っ込んだ回答をするのかなと思っておりまして、大分遠慮したような答申などと、そのように思っております。

そういった中であってもこれからの病院の在り方について、これでは病院がもたない、町ももたないということでそのことは申し上げておりましたけれども、病院の指針というものが出されてきました。7月後半でしたが。

そういったときに26年度から、本来であれば27年度からしたいという話でしたが、26年度からダウンサイジングというか、機能変換、包括地域ケア病床を増やして一般病床を減らす、その結果、99床にすると。そのときになってそれをしっかりと考えていくという話があったのですが、だったら、それでは2年間、何もしないのかと捉えましたので、そうではないだろうと思ひまして、そのときに向かってどのようなプロセスで、いわゆる99床に向かってのダウンサイジングをするのか。

それから、そうしますと、その間の一般会計からの繰り出しが必要となつてまいりますので、そのときの収支計画をしっかりと出していきたいと、そのことはお願いしましたけれども、私の口からはこうしろ、ああしろというのは一切言っておりません。それは病院で考えることだと心得ておりますので、ただ、26年度から考えましょうというのはちょっとおかしいでしょうと。そうではなくて26年度からそういう形にしたいというのであれば、その間のプロセスをしっかりと示してどのような過程を経てそこにたどり着くのか。そして、その間の収支計画書を出していただかなければ、やはり町としても辛抱強く支えなければなりませんので、収支計画書を出していただきたいということは申し上げましたが、自分の口からは、この形にしろとか、ああしろとかというのは一切言っておりません。それが事実でございます。事実をもって答弁とします。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと時間もないので最後になりますが、病院が倒産するということはよく公立病院はあるんですが、その影響というのは非常に政治的な力が大きいということは、私も現役時代から知っております。どうか、町長には大所高所から見守っていただいて、任せるところはきちっと任せるとな方向でやってもらいたいと思います。終わります。

○議長（後藤洋一君） 答弁よろしいですか、（「お願いします」の声あり）町長。

○町長（遠藤稔雄君） それは私が町長選挙に出たときのことを思い出していただきたいと思います。民間にしたという声もございました。私は、やはり自治体病院として、なぜ自治体病院が必要なのか。やはり地域に自

治体病院があってしっかりと地域医療、健康を支えるというのが大事だと。その上で、診療所の先生方にも応援していただいて、この涌谷町の健康を守りたいと、それしか頭にございませんで、いかにして病院を将来にわたって残すか、その1点しかございませんで。

ただ、その前に町の財政運営というものがありますので、そのバランスをしっかりと考えながらいかにしてこの病院を残すか、そのことしか頭にございませんで。私の頭の中には前沢先生が打ち立てたあの理論しかございませんで、私に対して病院のことをないがしろにしてほしくないというのは、これは当てはまった言葉だと私は捉えておりませんで。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さんでした。

休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

◇

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

柴 有司君の退席を求めます。

〔教育長 柴 有司君退席〕

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時00分

再開 午後1時01分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 同意第1号教育委員会教育長の任命について提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会教育長柴 有司氏は令和4年11月28日をもって任期満了となりますが、引き続き柴 有司氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めらるるものでございませんで。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第1号 教育委員会教育長の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第1号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時02分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

〔教育長 柴 有司君着席〕

○議長（後藤洋一君） ここで議会の同意を得られました教育長からご挨拶をいただきます。登壇願います。

〔教育委員会教育長 柴 有司君登壇〕

○教育委員会教育長（柴 有司君） 議会の皆様に同意をいただき、ありがとうございます。

気持ちを新たに涌谷町の子供たちのために頑張ってまいりたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございました。



◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 同意第2号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員男沢純子氏は令和4年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き男沢純子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第2号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。



◎報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、報告第15号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第15号について申し上げます。

本件は、本年の議会定例会3月会議で可決いただきました国民健康保険税条例の一部改正のうち、未就学児に係る国民健康税均等割額の減額措置について、調整が必要な部分がありましたので対応する一部改正を行ったものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） 議案書3ページをお開きください。

報告第15号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出。涌谷町長。

次のページ4ページは専決処分書、5ページが改正条文でございます。

まず、改正の趣旨を申し上げます。ただいま町長が申し上げましたが、本件は、本年3月会議で可決いただきました国民健康保険税条例の一部改正で施行された未就学児に係る国民健康保険税均等割額の減額についての改正でございます。

当町では、国の措置として行われる10分の5の軽減に加え、町独自で残りの10分の5を減額し、未就学児の均等割額の全額を減じることとしております。

今回国保税の本賦課に向け制度について精査したところ、調整が必要な条項がございましたので、対応したものでございます。

内容といたしましては、今回の制度に関し地方税法において減額に関しては政令に定める基準に従いと定めがありまして、国の基準を超えて独自に保険税の減額賦課について条例で定めることができないということが確認されたものでございます。

そこで、10分の5を超える減額を規定していた第23条第2項の条文を政令の基準どおりに改正したものでございます。

説明を新旧対照表で行いますので新旧対照表の1ページをご覧ください。

第23条第2項第1号アの「5,100円」を「2,550円」に。次のイ、「8,500円」を「4,250円」に。以下、同様に次のページ、第2号のエまで減ずる額をそれぞれ10分の5に改正したものでございます。

次の第27条は減免条項ですが、第4号として未就学児を加える改正で、第23条の減額適用で残る10分の5を減免する措置で町独自の措置でございます。

今回の改正によりまして、当町における未就学児に係る国保税均等割額について全額を減じるという措置については変更はございません。

議案書5ページにお戻りください。

条文附則でございますが、この条例は令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより報告第15号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、報告第15号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり可決されました。



◎報告第16号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第5、報告第16号 令和3年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第16号について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

令和3年度の一般会計における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため対象となる数値がなく、実質

公債費比率は7.4%で早期健全化基準の25%を下回り、将来負担比率は20.4%と同じく早期健全化基準の350%を下回っております。資金不足比率につきましては、国民健康保険病院事業会計を除く4事業会計において資金不足が発生しておりませんが、国民健康保険病院事業において1億8,539万9,000円の資金不足が発生しております。資金不足比率については11.0%となっておりますが、経営健全化基準の20%を下回っております。

以上、経営健全化基準の基準内にありますことを申し上げ、報告といたします。

○議長（後藤洋一君） 次に、監査委員の審査意見の報告を求めます。遠藤代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、意見を申し上げます。

涌監第19号。

令和4年8月26日。

涌谷町長 遠藤稔雄殿。

涌谷町監査委員 遠藤要之助。

同 竹中弘光。

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度健全化判断比率審査意見。

1 審査の対象。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間。

令和4年7月11日から7月25日まで。

3 審査の概要。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果。

（1）総合意見。

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表については省略いたします。

（2）個別意見。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回り、健全であると認められる。

令和3年度資金不足比率審査意見。

1 審査の対象。

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間。

令和4年6月21日から6月22日まで。

3 審査の概要。

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

国民健康保険病院事業会計を除く4事業会計については、資金不足比率が発生していないため、良好な状態と認められます。国民健康保険病院事業会計については、3年続けて資金不足が発生しているが、資金不足比率は令和元年度、12.1%から令和2年度、4.9%と改善したが、当年度は11.0%となっている。資金不足解消計画を着実に実行するよう努められたい。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時16分

再開 午後1時16分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

これで報告は終了いたしました。

◇

◎報告第17号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第6、報告第17号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第17号について申し上げます。

本件は、涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長から順次説明願います。。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、報告第17号 放棄した債権の報告について議案書10ページをお開

き願います。

報告第17号 放棄した債権の報告について。

涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月8日提出。涌谷町長。

今回放棄いたしました債権につきましては、複数の課にまたがりますので、私のほうから説明させていただくものでございます。

今回は住宅使用料、水道料金並びに学校給食費の債権に関わるものでございまして、内訳につきましては10ページ以下の表にありますとおりとなっております。

住宅使用料については、債権放棄の事由が、条例第14条第5項の失踪、行方不明に該当するという事で、延べ人数4人、件数で37件、金額につきましては20万4,200円となっております。

この表には載せておりませんが、実人数では1名となっているものでございます。

次の11ページをご覧ください。

上段の表につきましては、水道料金についてでございますが、債権放棄の事由につきましては、条例第14条第4号の死亡に該当いたしまして、延べ人数で2人、件数につきましては9件、金額につきましては2万5,330円となっております。実人数では1名となっているものでございます。

続いて、下段につきましては学校給食費でございます。消滅事由といたしましては、第14条第3号の消滅事項に該当するというものでございます。延べ人数で32人、件数は37件、金額で108万983円でございます。実人数では18名となっております。

いずれも債権放棄の時期につきましては令和4年3月31日となっているものでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第46号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第46号の提案の理由を申し上げます。

本案は、当町における辺地地域であります大谷地地域について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画を策定いたしましたので、同法第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

計画の内容といたしましては、令和5年度から令和9年度までの計画期間において、町道整備事業を実施するものとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 財政班長。

○企画財政課財政班長（大川雄一君） それでは、ご説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。

議案第46号 辺地に係る総合計画の策定についてになります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出。涌谷町長。

現在整備を進めております岸ヶ森地区の計画が今年度で終了することから、来年度以降5年間について大谷地地区の整備計画を策定し、整備を行おうとするものでございます。

13ページ、総合整備計画書でございます。

宮城県遠田郡涌谷町大谷地辺地。辺地の人口、334人、辺地の面積、5平方キロメートル。

1、辺地の概況といたしまして、（1）辺地を構成する町または字の名称、遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地。

（2）辺地の中心の位置、遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地16番地。

（3）辺地度数、121点。

2、辺地に係る公共的施設の整備を必要とする事情といたしましては、大谷地地区の大谷地線をはじめとする主要な生活道路である町道について、老朽化が進んでおりますので長寿命化を図るため予防保全を行い、生活道路の確保を図るというものでございます。

3、公共施設の整備計画といたしまして、令和5年度から9年度までの5年間で、事業主体は涌谷町、事業費は2億1,373万円となります。

財源の内訳ですが、特定財源はなく全て一般財源となり、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2億1,340万円。この金額がより有利な財政措置のある辺地対策事業債を活用するもので充当率100%、元利償還金の80%が交付税措置されるものでございます。

なお、辺地の条件でございますが、辺地の中心となる基準点から役場、医療機関、郵便局、小中学校等までの距離や自然条件、文化的条件などを点数化し、辺地の点数100点以上の地域が辺地となるもので、涌谷町では大谷地区のほか、永根地区、岸ヶ森地区、生栄巻地区、猪岡短台地区、相野沼地区の6地区が辺地の箇所となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 辺地に係る総合整備計画の策定についての採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 辺地に係る総合整備計画の策定については原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第47号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉の振興を目的に、涌谷町上郡字上郡沢の町有地を、社会福祉法人向陽会に譲渡するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課課長補佐（戸澤貴志君） 議案書14ページとなります。

議案第47号 財産の処分について。

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、土地の所在、地目、面積。涌谷町上郡字上郡沢4番1、地目、宅地、面積8,875.02平方メートル。

涌谷町上郡字上郡沢20番2、地目、宅地、面積241平方メートル。

涌谷町上郡字上郡沢20番3、地目、宅地、面積615平方メートル。

涌谷町上郡字上郡沢20番4、地目、宅地、面積161平方メートル。

涌谷町上郡字上郡沢20番5、地目、宅地、面積511平方メートル。

涌谷町上郡字上郡沢20番7、地目、宅地、面積224.61平方メートル。

2、処分の目的、高齢者福祉の振興を図るため、

3、売却予定額、2,900万円。

4、契約の相手方、宮城県石巻市北村字下田三42番地、社会福祉法人向陽会理事長、鈴木 勝。

令和4年9月8日提出、涌谷町長。

こちらの土地につきましては、現在、特別養護老人ホーム、万葉苑がある土地となります。

土地につきましては、平成24年に契約を締結し、無償で向陽会に貸出しを行っておりました。また、契約締結時に10年後をめどに土地の買取りについて協議することとしておりました。契約締結から10年が経過しようとしていることから、買取りについて交渉を行っておりましたが、協議がまとまり、令和4年9月1日に土地売買に係る仮契約を締結しておるところでございます。議決後に本契約に移行するものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 財産の処分についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 財産の処分については原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第48号 涌谷町いじめの防止等に関する協議会等条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処に係る対策を効果的に推進するため、条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 議案第48号 涌谷町いじめの防止等に関する協議会等条例についてご説明いたします。

議案書は15ページ、新旧対照表は3ページとなります。

本案につきましては、町長の提案理由で申し上げましたとおり、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、早期発見、また、重大事態となった場合の事実関係の調査などいじめの対処に係る対策を効果的に

推進するため、いじめ問題対策連絡協議会、また、いじめ防止対策調査委員会並びにいじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは条文のほうをご説明いたします。

第1章は総則としまして、第1条で趣旨を規定するものでございます。

第2条から第9条までは、第2章としまして涌谷町いじめ問題対策連絡協議会について規定するもので、第2条においては、法第14条第1項の規定に基づく連絡協議会の設置について規定するものでございます。

第3条では、連絡協議会の所掌事務について関係機関及び団体の連携に関する協議、また、連絡調整を図ることを所掌事務として規定しておるものでございます。

16ページに参りまして、第4条では、連絡協議会の組織につきまして第1号から第5号に掲げます委員15人以内で組織し、任期につきましては2年と規定するものでございます。

第5条では、連絡協議会委員の守秘義務について規定するものでございます。

第6条では、協議会に会長、副会長を設置し、その職務についての規定。

第7条では、協議会の会議の開催について必要な事項を規定するものでございます。

第8条においては、協議結果の尊重について規定しているものでございます。

17ページにまいりまして、第9条では、委任規定を定めるものでございます。

第10条から第17条までは、第3章としまして涌谷町いじめ防止対策調査委員会について規定するもので、第10条では、法第14条第3項の規定に基づく調査委員会の設置について規定しております。

第11条では、調査委員会の所掌事務につきまして規定するものですが、調査委員会の所掌事務としましては、法律で規定する重大事態、一つがいじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、もう一つがいじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、この二つのいずれかの重大な被害が生じた場合に事実関係の調査を行う委員会となっております。

第12条では、調査委員会の組織等について第1号から第5号までに掲げる委員10人以内で組織し、任期を2年と規定するものでございます。

第13条は、臨時委員として調査審議に必要がある場合、18ページになります、専門的知識を有する者を臨時委員として置くことができるよう規定するもので、臨時委員の任期につきましては、調査期間、調査審議の終了までと規定するものでございます。

第14条につきましては、調査委員会の委員の守秘義務について規定し、第15条につきましては、会長及び副会長の設置及び職務。

第16条では、調査委員会の会議の開催につきまして必要な事項を定めるものでございます。

一番下の第17条では、委任事項を定めるものでございます。

19ページにまいりまして、第18条から第21条までは、第4章としまして涌谷町いじめ問題再調査委員会について規定するものでございます。

第18条は、法第30条第2項の規定に基づく再調査委員会の設置について規定するものでございます。

第19条は、再調査委員会の所掌事務について規定するもので、こちらは調査委員会の調査結果について、必要と認める場合に再調査を行う委員会となっております。

第20条では、再調査委員会の組織等について規定しており、こちらは専門的知識を有する者及び町長が必要と認める者5人で組織し、任期については調査終了までとするものでございます。

第21条は、準用及び読替えについて規定しておるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項では、委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を併せて行うもので、次の20ページをお開き願います。

こちらの下の表にありますとおり、別表中の情報公開・個人情報保護審査委員会委員の下に、いじめ問題対策連絡協議会委員、いじめ防止対策調査委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員の項を追加し、報酬の額につきましては、いじめ問題対策連絡協議会の委員、調査委員会委員につきましては日額5,000円、いじめ防止対策調査委員会の臨時委員及び再調査委員会委員につきましては日額1万円とし、費用弁償の額につきましては、一律1,000円と規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 涌谷町いじめの防止等に関する協議会等条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 涌谷町いじめの防止等に関する協議会等条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、育児介護休業法の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書については、21ページから24ページ、新旧対照表は、4ページから10ページとなっております。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和4年5月2日に公布されたことを受けまして、改正いたそうとするものでございます。

今回の改正の趣旨といたしましては、働きながら育児や介護をしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院の意見申出を踏まえて、国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定を改正するものでございます。

今回の主な改正内容といたしましては、非常勤職員に係ります育児休業を、これまでの原則1回から原則2回まで取得可能とすると。

また、原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業等を2回、現行は1回でありましたが取得可能とするものでございます。

新旧対照表をもって説明させていただきます。

第2条、育児休業することができない職員の規定でございます。こちらにつきましては、育児休業法第2条におきまして、短期的事務職員、臨時的任用される職員、その他の任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除くと規定されておる関係から、今回除外する職員を規定するものでございます。

今回、非常勤職員にありましては、当該子の養育の事情に応じまして1歳に達する日から1歳6か月までに達する日までの間で、条例で定める日まで達する育児休業をすることができるこれまでであったものでございますが、改正後につきましては、例外として出生後8週間以内に育児休暇を取得する場合は、出生後8週間と6か月を経過する日までに任期が満了すると、引き続いて任用されないことが明らかでないこと、これらを条件に本文を改正させていただいているところでございます。

次のページをご覧ください。

改正のイの中で今回条文として（ア）、（イ）が追加されておりましてこの文言の整理がここで終わっております。

また、これまでのウの部分については削除されまして、（ア）（1）と条文について整理をされているものでございます。

続いて、第2条の3、育児休業法2条第1項の条例で定める日の規定でございます。こちらにつきましては非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関し措置を講ずる条例を改正するものでございます。

先ほどありました子が1歳6か月に達する日までの文言から、非常勤職員については、子の出生後8週間以内に育児休業をする場合については、この出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までと緩和するという条項がございますので、こちらの文言を修正しているところでございます。

また、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備しているものでございます。

続きまして、8ページ、第2条の4、こちらは育児休業法第2条第1項の条例で定める場合という条項でございますが、こちらにつきましては非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日と、要件につきまして夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。

続いて、9ページになります。第3条になります。育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情でございます。こちらにつきましては、再度の育児休業等取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて任用された職員について、任期の更新があった場合等の規定を整備するものとなっております。

続きまして、第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情ということで、こちらにつきましては再度の育児休業等の取得に係ります条例で定める特別事情に関しまして、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するものでございます。

附則でございます。施行期日は、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしましては、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（5）号に係る部分に限る及び第10条（第6号）に係る部分に限るの規定の適用については、なお従前の例によるという経過措置を設けているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号及び議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議案第50号 指定管理者の指定について（健康文化複合温泉施設）から日程第12、議案第51号 指定管理者の指定について（涌谷町研修館）は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第50号から議案第51号までの議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

本案は、現在の指定管理を行っております公の施設、健康文化複合温泉施設、涌谷町研修館の2施設につきまして、指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了となりますことから、令和5年4月からの指定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定方法につきましては、ただいま申し上げました2施設を一体的に管理するものとして公募いたしましたところ、応募者は、一般社団法人涌谷町まちづくり推進機構、一般社団法人涌谷町地域振興公社、特定非営利活動法人まち感動クリエイティブの3団体でございました。

涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での審査を経て、特定非営利活動法人まち感動クリエイティブを指定管理者として指定いたそうとするものでございます。

なお、指定期間につきましては5か年とし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤 洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま一括上程されました議案第50号、議案第51号の指定管理者の指定について説明いたします。

議案書については、25ページ、26ページ、資料といたしましては定例会資料1の5ページをお開き願います。

また、本日、追加資料といたしまして別途資料のほうを配付させていただいております。

議案第50号につきまして、こちらは指定管理の指定について健康文化複合温泉施設天平の湯となっております。健康文化複合温泉施設の指定管理を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めると。

施設の名称でございます。健康文化複合温泉施設。

指定する団体、宮城県仙台市青葉区北山1丁目5番22号。特定非営利活動法人まち感動クリエイティブ。

指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和4年9月8日提出、涌谷町長。

引き続き、議案第51号でございます。涌谷町研修館となります。

指定管理の指定について（涌谷町研修館）

涌谷町研修館の指定管理を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称でございます。涌谷町研修館。

指定する団体、宮城県仙台市青葉区泊北山1丁目5番22号。特定非営利活動法人まち感動クリエイティブ。

指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和4年9月8日提出、涌谷町長。

現在、当町におきまして指定管理を行っております施設について、来年の3月末で期間満了となりますことか

ら、今回公募といたしました3施設のうち、一括にて指定いたしました健康文化複合温泉施設及び涌谷町研修館について公募型プロポーザル形式によって選定を行い、令和5年4月1日から指定管理について提案するものでございます。

資料1の5ページにつきましては、議案ごとの施設の名称と施設の概要、指定期間、指定候補団体の概要、選定方法について記載しております。併せて見ていただければと思います。

また、本日、追加資料3といたしまして資料をお配りしております。こちらをもって説明させていただきたいと思っております。

今回選定されましたまち感動クリエイティブに関します紹介と各指定管理施設の選定経過について、資料として配付させていただいております。

まず、まち感動クリエイティブにおける活動の一端を説明させていただきます。

こちらのほう、現在、まち感動クリエイティブといたしまして、連携団体といたしましてはNPOみやぎ・せんだい子どもの丘、プランニング会、社会福祉法人遊創の森等がございます。現在、まち感動クリエイティブ等、あるいはNPOみやぎ・仙台子どもの丘におきましてそれぞれ各町におきまして施設を運営、あるいは関わっているという状況でございます。

1例を挙げますと、白石市にあります小十郎キッズランド（白石市の子育て支援・多世代交流複合施設）でございますが、こちらにつきましては連携団体でございますNPOみやぎ・仙台子どもの丘が指定管理者として活動されておりますが、現在、この施設におきましては、3か年において20万人の集客という形で活動が報告されております。3か年において20万人という報告でございました。

次のページ、2ページにつきましては、今回資料として提供いただきましたが、公民館活動の白石市における活動の一端を紹介いただいたものでございます。

3ページにつきましては、現在、利府にあります利府町文化交流センターリフノスにおける施設の構想に関わっていたということで、こちらのほうの活動を一端として紹介させていただいたものでございます。

資料5、健康文化複合温泉施設及び涌谷町研修館指定管理者公募における審査結果について説明させていただきます。

1、対象施設等につきましては、ただいま申し上げました名称、健康文化複合温泉施設及び涌谷町研修館となっております。

指定期間といたしましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで5年間となっております。

今回申請をいただきました団体につきましては、一般社団法人涌谷まちづくり推進機構様、一般社団法人涌谷町地域振興公社様、特定非営利活動法人まち感動クリエイティブ様の3社が申込みをいただいたところでございます。

審査の経過でございますが、第1回の審査委員会を令和4年5月17日火曜日に開催をさせていただいております。涌谷町が現在行っております8つの施設について指定管理を今後、検討を行いまして、指定管理制度の導入の有無あるいは募集の方法、公募、非公募、募集単位、あるいは指定期間の検討などを協議いたしました。

その結果、健康パークを除く7施設について指定管理を行うことといたし、そのうち3施設、健康文化複合温泉施設、涌谷町研修館、わくや万葉の里、この3施設につきましては公募することといたしまして、外4施設、

涌谷町土づくりセンター、上地区コミュニティセンター、中地区コミュニティセンター、高齢者福祉複合施設ゆうらいふになりますが、こちらについては非公募としたところでございます。

また、健康文化複合温泉施設、涌谷町研修館につきましては、隣接する施設でございまして同じ指定管理者が管理することによりまして相乗効果が得られ、観光施設や宿泊施設が連携した事業により利用者の利便性向上、町内への経済効果、またスケールメリットを生かした経費節減が期待できることから、2施設を一体的に管理するものとしまして一括公募したものでございます。

除外いたしました健康パークにつきましては、今後は業務委託といたしまして、今回選定されました健康文化複合温泉施設及び涌谷町研修館の指定管理者を中心に協議を進めていく予定でございます。

募集の経過でございますが、ホームページ公告等を行いまして公募型プロポーザル方式の選考といたしまして、応募期間を令和4年7月19日から令和4年8月19日までの期間といたしまして、応募者3社の応募がございました。

わくや万葉の里については応募者1社のみの申込みがございました。

公募に当たりまして、質問といたしまして令和4年7月19日から令和4年7月29日まで受け付け、随時回答させていただきます。

その後、令和4年8月31日、9月2日にそれぞれ涌谷町公の施設指定管理審査委員会を開催いたしまして、1社の申込みがありましたわくや万葉の里につきましてプレゼンテーションとヒアリングを行い、3社の申込みがありました健康文化複合温泉施設及び涌谷町研修館についてプレゼンテーションとヒアリングを9月2日に行っております。

時間につきましては、1社当たりのプレゼンテーションを30分、ヒアリングを1時間の1時間半にて行っております。

審査方法でございます。今回は公募型プロポーザル方式で指定管理者候補者の選定を行っております。公募型プロポーザル方式につきましては事業提案型でございまして、原則として入札金額の高い安だけでなく、選定に当たっては質の高さ、事業者等の事業実績などを総合的に判断し、決定させていただいたものでございます。

今回申請団体から提出されました書類について、第1次審査、書類の不備がないこと及び不適格法人でないことを確認した後、第2次審査において団体ごとのヒアリングを実施いたしました。

涌谷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定によりまして、選定基準に基づき6名の庁舎内にあります委員の審査委員をもって採点を行い、その平均点により選定を行いました。

なお、(4)に審査委員については明記しておりますが、関係課長については今回採点者から除外するとともに、関係者がいた場合についても除外をして対応しております。

審査結果でございます。右のページにございます、こちらのほうが審査結果となるものでございます。

読み上げさせていただきます。

特定非営利活動法人まち感動クリエイティブ、合計値のみになりますが、67.8として第1順位となっております。団体名につきましてはAとBという形で伏せさせていただきましたが、団体Aにおきましては65点、第2順位、団体Bにおきましては59点として、第3順位となっているものでございます。

今後におきましては、事業内容、指定管理料などの詳細につきまして、指定管理に係る協定書作成並びに打合せ等を通じまして施設管理に係る質疑を行いながら協定書作成を詰めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今、るる説明ございましたけれども、プロポーザルで選定を行ったということなんだけれども、今、この得点の表を見ているんですけども、事業計画の3番で事業計画の内容が云々というところで、これは12ポイント、10ポイント、8.5ポイントと結構大きなこの辺の違いが占めているんですけども、事業計画の内容ということでもっと分かりやすく、どこが優位性を持ったのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回プロポーザル方式ということで3社の方からそれぞれ事業提案をいただいたところでございます。それぞれ事業の内容については3社3様でいろんな提案をいただいて非常に参考になったところでございます。

特に今後の集客に向けた体制、そういったところが大きく比較の対象になったのかなとは思っております。例えば、現在運用しております関係機関、実際に取引のある機関とか、そういうところの連携をどうするかとか、そういうところにも確認をさせていただいたところ、そういった今後の活動について連携を深めるという形で提案いただいて、こういう形で連携の度合いを報告いただいたもの、そういったところが算定の基準になったかと思えます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今の説明はちょっとよく分からないんですけども、各事業者がどのように事業計画を出して、まち感動クリエイティブですか、ここがどこをどう評価したのかというのはよく分かりにくいんですけども、分かりやすく説明していただければ、事業計画発表したんだったらそれ言っていただいてもいいんですけども、今の説明では中身が全然見えないというか、もっとクリアに分かるように説明していただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 簡単にここがよかったと、そのとおり説明したらいいんじゃないですか、総務課長。

休憩します。再開は午後2時20分といたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 皆さん、そろいましたので時間前ですが、再開いたします。

総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいまご質問いただきました各事業所からの事業計画の内容ということでございます。まず、まち感動クリエイティブさんのほうからは、プレゼンテーションの中でお話いただいた

内容になるかと思うんですが、提案といたしましては、現在先ほど申しあげました白石市の小十郎キッズランドなどそういう活動の報告、また今後の参考例といたしまして山形県東根市にありますあそびあキッズランドという形と、あとJ Aひがしねが運営しております直売所、そういった連携の在り方について提供いただいたところでございます。

また、涌谷町地域振興公社のほうからは、現在、運用している施設の充実という形で、例えば宿泊施設に食事提供可能な形を取りたいとか、そういった提供のお話をいただいております。また、既存の今の連携先との協調をしながら、あるいは天平ろまん館とか、そういったことについても手を加えていきたいという提案でございました。

また、涌谷町まちづくり推進機構様の提案の内容から言いますと、今回については、事業計画については基本的には指定管理が決まった段階で詰めていきたいという内容での提案でございました。

また、指定管理料につきましては、まち感動クリエイティブさん、あるいはまちづくり推進機構様についても、財務帳票のみで指定管理料を計算するという事になったのは、非常にしづらいということでのお話はいただいたところでございます。

その中で積算をしてそれぞれを出していただいたところでございますが、まちづくり推進機構様については、財務帳票だけでは非常に分かりにくいと、いろんな試算をつくっていただいたんですが、具体的な金額については決定後という形でのお話をいただいております。

また、それぞれどのように評価したかというところでございましたが、先ほど言いました審査委員については、6人でそれぞれで判断いただいて採点をいただいて、その集計値の平均点という形で今回決定をしているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今回の説明はまだ納得できないところがあるんです。いわゆるここにあるA社、B社、地域振興公社とまちづくり推進機構ですか、そこは具体例を挙げていろいろ説明なされたんですけども、今回公募に決まったまち感動クリエイティブですか、その具体はなくてほかの町とか市の例だけしか言っていない。どういう事業内容で出したのか、私はそれを聴きたかったのにほかでこんなことをやっています。涌谷町でこの天平の湯ではどういう事業計画が出されたのか、それを聴きたいんです、お願いします。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） まち感動クリエイティブについては、丘全体を使った、例えば子供の遊びスペースを整備したり、それから下のほうの田んぼをお借りして泥んこ体験をしたり、それからあそこのすぐ下に貸し農園ありますので、そちらとの連携という事業計画を提案いただきました。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 前回の5年3月31日で終わるということで新しく決めなきゃいけないということなんですけれども、なぜプロポーザル方式で公募をしたのかというのは、どういう理由付けというんですか。

といいますのは、平成10年に温泉を造ってその温泉を造ったときにどこに経営してもらったらいいかということで、これは民間が考えたんでなくて町が考えて振興公社をつくったんですね。振興公社をつくって振興公社にやってもらうということでスタートした。平成15年9月に地方自治法の改正があって指定管理者制度という

のができたわけなんですけれども、その指定管理者制度になっても振興公社にやらせてきたと。

ところが、公社の一番最初に造ったときの規約、これは抜粋でここに定款がありますけれども、法人にしたとき、公社から法人にしたときほとんど同じなんですよね、規約に書いていたのと。1番の事業名のところに、当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行うと。(1)から(7)まであるんですけれども、今までずっと二十何年間見てきて(6)しか見たことない。イベントは幾らかやっていたようなんですけれども、地域資源の保全とか活用のためとか、あとそれから地場産品の開発とか、そういった事業は全然行われてこなかった。何で今回公募にしたのかというのは、今まででだめだよということでの公募なんですか、その辺、どういこうことで公募になったのか、いきさつを、公募になってプロポーザルにしたのはどうしてですか。

○議長(後藤洋一君) 総務課長。

○総務課参事兼課長(高橋 貢君) 公募のほうにつきましては、前回の指定から公募として行っておりまして、前回については1社のみの公募という形になって、今回についてはその公募の形を引き継いでいるものでございます。

また、前回については指定管理の在り方についてということで、これまでの1社ではなくて公募にすべきといこうところで公募が導入されているところでございます。

○議長(後藤洋一君) 8番久 勉君。

○8番(久 勉君) 当初、造ったときに、これを町で考えた振興公社でやりましょうとやってきたんですよ。それを何でここで公社を外すようなことを考えたのかというのは、よく分からないんですけれども、15年に指定管理者制度ができたときに、ここに国で出している指定管理者制度の在り方についての1番に概要、手続、維持、問題点、それから運用上の留意点、これが一番大切なような気がするんですけれども、これは前にも議会でお話し申し上げたことがあるんですけれども、問題点の中で一番懸念されているのは、指定管理者制度にしたときに、そこに任せっきりになったりすると、行政の町で考えていること、それが行われなくなるようなことが、独走されるようなことがあるからそれは気をつけなきゃいけないということが指摘されています。

問題点の中で7項目あるんですけれども、定期的な収支報告会、運営協力会などを設ける。あと、利用者であるとともに本来の所有者、これは町民のためのものですから、町民の税金で建てているわけですから町民が所有者であるということだと思いますけれども、それらのチェック制度を機能させる。管理者自身がサービス向上と改善のための情報収集を行う、指定先を公表になった上で第三者機関による監査、管理を指定した地方公共団体の職員の頻繁なる訪問による指導、こういったことが書かれているんですけれども、やってきましたか、こういうことを。やっていたという記憶はないと思うの。

以前に公社のことで質問したときは、それは公社の問題であるから町の問題ではないという返答をいただいた。こうやって総務省のほうで、やるからにはこういうことに注意してくださいよとされているのに、やっていないじゃないですか。やっていなくて今回公社がだめだから別なところにさせるというのは、育ててこなかったんでないの、町が。また、公社は公社のほうでこういう事業があるのにそれをやってこなかったのも公社にも問題はあるかもしれない。でも、それを指導、監督するのは町なんですよ。町の怠慢を全部責任を公社に押しつけて、今度の点数で67.8と65、その差2.8、その審査の基準の中に留意点の項目も一つも入っていない。こういうのを注意しなさいよというのを入れなきゃいけない、ここへ。こういうことで審査しますよというの、そ

れも全然なくて、近いのはありますけれども、ちょっと。おかしくないですか、これ、決め方というの。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 指定管理におきましては、前回の指定の際におきましても、総務省の中には公募が望ましいという通知もございます。

また、これまでいろんな機会でご公募、議会、監査等を通じまして公募の検討ということをお話をいただいております。また、それらを踏まえて今回公募をしているところでございます。

また、各指定管理施設等、それぞれ公社、指定管理者の報告、あるいは是正についてという形になるかと思うんですが、月の報告なりをいただきながらそういった問題点については話し合われてきたと思っております。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 今まで話し合いをしてこないでこれから話し合いをしますと言っても信用ならないんだよ。こうやって国が指定管理をできますよとやったとき、以前は委託業務って、委託業務だとなかなか地方公共団体は外郭団体に限定していた委託の契約を広く、一番は人件費の削減とか、民間の手法を学べば経営に努力してもらえんということもあって指定管理者制度が出てきたんですけども、ただ、さっき言ったとおり、暴走されてはいけないからそれは注意深く見守りなさいよという項目が入ったようなことなんですよ。だから、そういうことがやられないで、しかも、今回のプロポーザル、書いてもらった中にもそういった国が言う、ここは気をつけなさいよという項目も全然入っていないというのはどういうことなのかと思います。

それから、さっき総務課長、金額でないと言いましたけれども、それぞれの会社の入れた金額って幾らなんですか。A社、B社、C社でいいです、まち感動クリエイティブをAとして、地域振興公社をBとして。

○議長（後藤洋一君） 最後ですよ、いいんですか、8番。

○8番（久 勉君） 金額聴いてから。

○議長（後藤洋一君） いや、いいです。一旦、許可しますから。

総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 名前はちょっと変えますので、一つの団体からは、温泉と研修館が一緒になったものとばらばらにありましたので、ちょっと足したもので情報公開させていただきたい思います。

令和5年が3,800万円、令和6年が3,776万円、令和7年が3,690万円、令和8年が3,536万円、令和9年度が3,417万円というのがまず1社でございます。

もう1社につきましては、先ほど言いましたいろんな試算を実は出していただいております。こちらのほうについては、先ほど言いましたように、指定管理を受けた後の協議をしたいということで、中にありました数字につきましては机上の数字のみであるということで具体的な金額は、いろんな試算値は出していただいておりますけれどもそちらのほうはちょっと出ていないという状況でございます。売上げの経常利益が幾ら、それに伴う経費で幾らという形の出し方をされているという状況でございます。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

休憩 午後2時35分

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

8番、最後ですから。

○8番（久 勉君） 金額の出させ方をどういう指示で出させたかというのが分からないために、試算がどうの、売上げがどうのと、そういう回答になったと思うんですよ。こういうことで試算してくださいと出せば、それに沿った試算方法で会社ですからつくってくると思うのね。分からないまま、幾らで受けてくれますかでは、なかなか出しようがないのは当たり前だと思います。

取りあえず、さっき言った国で示した指定管理者制度にのっとりた運用といいますか、活用といいますか、そういうのはやっていかなきゃないと思うんですけども、それらが全然こうやって守られていないような、何か20年間やってきて町の怠慢、それから公社も事業で掲げているのをやってこなかったのもあるんですけども、それをやらせるのが町だと思いますので、何かそういったことから考えると、どうも自分たちの怠慢をただ今の公社がだめになっているということはちょっとおかしいのではないかと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。1番。

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。総務課長は、企画財政課長のときより質疑に対して地域振興公社というか、温泉施設一帯を町民の福利厚生施設のためと言ってまいりました。また、研修館においては、町立病院の医者の宿泊場所として準備されているという目的があるということも聴きました。それがいつ変わったのか、変更したのか、教えていただきたいのと。

あと、今後5年間、指定管理業に委託に当たり、私たち議会に対して所管常任委員会への諮問とか、そういう気はなかったのか。

もう一つは、9月2日に審査決定し、9月3日午前中に合否通知が応募者に届いていると。メディアへの情報提供及び決定までの行政手続はどのようなものだったのか、質問いたします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 天平の湯、あるいはあそこの研修館の目的のところかと思いますが。こちらについて条例上の話になるかと思うんですが、健康と福祉の丘というところの整備の中にどう考えるかという質問かと思いますが。

まず、そちらについてはこれまでの健康と福祉の丘の理念を持ちながら運営していただけるものと思っております。

また、研修会の宿泊の取扱いなんですが、これについては現在、病院関係者とか入っているというところについて、具体的な手続については今後、引継ぎあるいは協定を結ぶ中で、実務として検討させていただき予定でございます。

9月2日に決定させていただきました。そちらの後、先ほどの内容とほぼ同じ書類のものについては、ホームページに載せさせていただいて公表しているという形になっております。

あと、常任委員会等についてのお話になりますが、こちらについてこれまでご指摘も随分いただいた内容もございまして、逐次説明をさせていただくことになるかと思っております。

○議長（後藤洋一君） ちょっとよく分からないな。1番、2回目。

○1番（黒澤 朗君） 逐一っていつ逐一があったのか、私には理解できないんですけども、今回、他の2社は町内の応募ということで、町が財政再建している観点から指定管理費とかはいろいろ考えているはずですよ。

当確者の法人はどのような財務内容というか、事業内容を組んできたのか。本来であれば、当確しているクリエイティブの審査集計表の4の1、5.7と一番低いですね。指定管理料も5.3、6に比べれば低いと。そういう前提から見ると、基本的な事業の提案の前提が違っているのではないかと。公社なりまちづくり推進機構は、今の状態から何とか経費を節減して町の財政再建に寄与しましょうという提案だったと思うんです。例えば町は温泉施設も古くなっているんでYS11型ですと。これをもって何とかプラスに持って行ってくださいというような提案内容だと思います。

片方の当確したクリエイティブのほうは、いやいや、こちらはジャンボ旅客機飛ばすからばんばんもうけるからというような、何というか、土俵の違い。

○議長（後藤洋一君） 1番、簡単に質問してください。

○1番（黒澤 朗君） 見られるのでその辺も考慮していたのかお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 副町長、答弁してください。総務課長ではちょっと。

○副町長（高橋宏明君） まち感動クリエイティブの私の感想としては、やっぱり集客に力を入れる観点。

それから、さっき言ったように、現在行っている団体については現在のベースで指定管理料については積算された。もう1社については、公社のほうでその財務内容をはっきり示さないで計算できませんというようなご回答をいただいたところでもあります。けっしてYS11とジャンボジェットということではございません。

○議長（後藤洋一君） 3回目です

○1番（黒澤 朗君） 事業経営立て直しの観点からは、やってみなければ分からないというのではなくて、増客を優先するのではなく、当面の無駄を省き、収益基盤を強くしながら着実に増客策を実行するという経済合理性がある法人に判断するのが当然ではないかと思われま。

最後に、このプロポーザルのいろんな審査が終わった結果、職員の人たちでいろいろと話が出たんでしょうけれども、その結果についてはどのような話が出ましたか、質問いたします。

○議長（後藤洋一君） どういう質問あったか、総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それは採点結果の後の公表ということでございましょうか。基本的には採点後の情報交換はしておりません。あくまでも質疑応答とか、そういったところの審査する前の段階での質疑はいろんな形でありましたけれども、基本的に採点後の情報交換は行っておりません。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 事務的なこととお伺いしますが、審査委員6名ということですけども、委員はここに書いてありますけれども、ここは社会教育施設内に入っているんですが、教育委員会関係の人が何で入っていないのが1点。

それから、9月2日に第2次の審査終了して結果が出たんでしょうけれども、ここのまち感動クリエイティブの法人はどういうところなのかということはきちっと調べてあるんでしょうかね、どういう法人なのか、そういうこと。

もう1点ですけれども、この審査内容、審査の基準、これはどうだったかということは分かりますけど、各委員のコメントなりがあってここがよかったとか、ここが駄目だったとかではあつてしかるべきものだと思うんですけれども、そういう採点に当たってのコメントとか、各委員の感想とかはなくちゃいけないものと私、思いますけれども、その辺はなぜ、最終的に今、1番に話したように話し合いとか、当然、してしかるべきところだと思うんですけれども時間がなくてできなかったのかなと、2日で、3日に出しているわけでそういうことができなかったのか。心配するのは、行政財産の処分もそうですけれども、何か拙速なんですよ、事務もろくに決めないで進めているのでそういうことがないようにしてほしいんですよ。（「簡潔に」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） まず、審査委員の選定でございますが、指定管理施設を持っている担当課長ということで選んでおります。ただ、ここにありますように、関係課から今回除外しておりますので、それ以外の課長から追加という形で今回入れております。

あと、法人のほうの内容の確認ということでございますが、申請自体は7月19日から8月19日までの間に申請書類をいただいております。実際には8月19日に書類をいただいておりますが、1次審査といたしまして各帳票類の確認を行っているところでございます。

また、それぞれ採点結果についての協議がなかったということでございますが、必要だったのではないかとこのところございましたけれども、採点に当たりまして各それぞれの課長の判断がありましたので、そちらを優先したというところでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 委員は最初から入っていないと言うけれども、教育委員会の所管に入っている、条例的にも社会教育に入っているんですよ、この温泉施設というか、健康文化複合温泉施設、そこで何でそういう関係課の委員が入っていないのか。

それから、その法人の内容を調べていないと、何か調書をもらったということじゃなくって、どういう法人なのかということは調べてあるのかどうかということをお聴きしたかったわけです。

あと、こちらの点数のことはちょっと余りにも、各課長を信用してということでしょうけれども、その辺は調整もしないでそのまま点数化したということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 審査委員については指定管理機関を持っている課長という形で行っております。例えば農林振興課、あるいは今回ありますようにまちづくり推進課とか、そういう形でそれぞれ今回非公募の団体もありますが、そういった指定管理団体を持っている課長をまず委員として選定しているというところでございます。

法人の調査ということでございましたが、先ほど言いました、書類をいただいた段階で調べられる範囲で、書類のチェックも含めて一通りはさせていただいていると。あとは、ネットとかそういうところの情報確認という形になるかと思うんですが、基本的には書類をもって確認をさせていただいたというところでございます。

また、採点に当たりましてということだったんですが、採点については、先ほど言いましたように、それまでの質疑応答とかそういうことありましたが、採点後の結果の点数についての調整は行っておりません。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 何か委員の関係を法人じゃなくて何だ、指定管理を持っているというところの、この方々は全部そういう指定管理を持っている方々なんですか。ちょっと税務課あたりは何を持っているか分からないですけれども。

それから、法人の確認ですけれども、法人の登記とか何かはしているわけですよね。そういうものも全部一斉提出させてそれを確認しているということによろしいんですか。

じゃ、その委員の関係、お願いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 委員の選定に関してでございますが、今回、公募の採点を行うべき施設の担当課長については除外をしたということがございます。先ほど言いました、まず、指定管理を担当課として各課長が委員となります。それに、私、総務課あるいはちょっと。（「業務言わないと分からないよ」の声あり）

先ほど申しあげました今回非公募となっております施設、高齢者福祉施設ゆうらいふですね、あとは上地区・中地区のコミュニティセンター、あるいは土づくりセンター、こちらのほうが現在、指定管理施設となっております。また今回の天平ろまん館、あるいは天平の湯、あるいは涌谷町研修館、それぞれの指定管理を担当とする課長を委員として選んでおります。ただ、先ほど申しあげましたように、それらの担当課長等については、委員としては行うけれども採点から除外するということとなりますので、点数が、採点者が著しく低くなりましたので、その補充という形で先ほど言いました指定管理がないだろう税務課長、あるいは建設課長を新たな委員として迎えているというところでございます。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） 5番目の質問で、ちょっとかなりダブルところがあるか。（「簡単にしてください」の声あり）

この施設運営に関しまして、温泉施設に関しましてはかなり経年しているはずですが。団体のプロフィール等を見ますと、企画とか運営とか、リフノス関係がかなり一番最初、当初からのスタートだと思います。そして、お聴きしますが、利府町、白石市でやってこのように管理している施設に対して何年から運営に関わってやっているか、この辺はお聴きになっていますか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回資料としてお出しいたしました名称の中でございます。利府のリフノス自体はまだできたばかりの施設でございますのでまだ1年たっていないかと思っております。小十郎キッズについては、3年でもう20万人という形で今になるかと思っております。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） 白石市のほうの報告、ここに載っていますが、これに関して町のほうとしては独自で、向こうの報告だけじゃなくしてお聴きしていますか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） 例えば白石市ですが、こちらから直接かけていませんが、白石市の指定管理について2

年で指定期間が終わって今回は公募せずにそのままその団体が指定管理を受けたということは聴いております。

あと、リフノスはさっき言ったように、まだ1年たっておりません。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） この企画というか、今回任せる企業さんに関しましては、子どもの丘保育園からの流れで、今度建設する保育園の土地問題に関しても、建設に関しましては、取決めはものすごく簡素化してきれいさっぱりと粛々と進んでいるんですが、この指定管理に関しましては何でこんなにぎくしゃくしているんですか。執行部でそれなりに詰めて決めた議案じゃないんでしょうか。それを町長が承認したんじゃないんですか。その辺、やっぱり町民にも分かりやすく、うちらにも分かりやすくはっきりした言葉で説明してください。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） 先ほど来、申し上げますように、審査をした結果については、町長の決裁を経て今回の議案に上げているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 確認しておきますけれども、今回健康文化複合施設と研修館、それから万葉の里という形で分けた理由は、なぜそのように分けたのかというのをまず教えていただきたいのと、今言っているように、結果的にこうやって分けたというのをこちらで思えば、ある程度、指定管理とかそこに入ってくると思うんですけれども、町民のための部分とあとは町の財政に関して幾らでも少なく運営するという思いがあったと思うんですけれども、その点はなぜ分けたのか教えてください。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） まず、これまで五つの施設を一括して運営をしていただいたところで。

まず、今回についての指定管理に当たりまして、検討するに当たりまして一つ一つどうあるべきかというところでお話をさせていただきました。

以前から話題になっておりました健康パークについては除外すると。あと以前からありました世代館はなくなっているという状況がございます。そうすると、一括管理、天平ろまん館とか、そういったところを踏まえた一括管理のメリットがだんだんなくなってくると。今回については、先ほど申し上げました天平の湯と宿泊施設であります研修館を一括でという形で改めてこちらが効率がいいということで判断をしたところでございます。改めて、天平の里については、その特殊性もありますので改めて1施設として指定管理を行うという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 今も課長の答弁ありましたが、そうやって分けたということは、イコール町にとってもその部分の中でメリットがあるからこういう分け方をしたと思いますので、業者は別にして、私は一番は指定管理、先ほどもありましたけれども、何をするかによって指定管理料が上下しますよという形がありましたけれども、その点はしっかりと確認していただきまして、あくまでもメリットが出るような形のやり方をさせていただきたいというのが一つ。

あとは、今度、こう言ったらおかしいですけども確認しておきたいのは、地域振興公社でなくなるわけですけども、振興公社としては残るかもしれませんが、従業員の方がどうするかというのが心配されると

ころですけれども、その点はどのような形で考えていますか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回指定管理の設定におきましては、効率を図るための今後の協定と引継ぎがございますので、その中でしっかりとうたっていきたいと思っております。

振興公社の従業員の方のお話かと思えます。今回提案いただいておりますクリエイティブからについては、質問の中で従業員の扱い、雇用について質問したところでございますが、当然、温泉施設を運用するに当たっては貴重な人材であるという視点から、そちらのほうからは提案いただいたのは、希望するのであれば雇用を全員行いたいという提案もいただいているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） ぜひそのような形で全体的な部分も見ながらぜひやっていただくよう期待して、質疑を終わります。

○議長（後藤洋一君） 答弁はいいですか。（「はい」の声あり）

次、ございません。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 私、審査集計表を見て思ったんですけれども、できれば点数じゃなくてどういう回答があったかをできれば載せていただきたいかと思いました。

というのは、私たちは点数を見ても、課長方が審査を行ってこの点数をつけたわけですけれども、やはり私たちが見て、先ほど来から質問あるように、分かるような形で親切にこういう意見が出されましたというのを、できればこれにつけていただければまずよかったですと思います。先ほど来、何度も同じようなことを聞かれても、結局この点数だけでは私たちは分かりません。なぜここがこんなふうにして、まち感動クリエイティブがどうのこうのじゃないんですよ、よかったのか、点数が高いところはどういう提案があったのか、どういう増加が図られるとか、先ほど来も出ましたが、かなり温泉施設は建ってから時間もたっていますし、内部もかなりトイレとか直せないで、私、前にも指摘しましたけれども、女子トイレも直せないくらいにこのコロナでかなり、コロナになって3年目なんです。そうすると、一番最初にコロナが涌谷町に出たときの報道が天平の湯だったわけです。それでもうこれはいけないと思って天平の湯のほうでは対策を徹底しました。小劇場も使われない、かなり入浴客も減りました。どんどん2年の間、3年目になって集客も入浴客だけなんです。

だから、そういう中でこういう大事なことを決めるときに、どうして3社が公募した、先ほど来から言っているプロポーザルに今回した、そういう過程を詳しく説明していただきたかったと思います。それに関してお答えをお願いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど言いましたように、今回採点の結果後の打合せ、その課題については改めては行っておりません。

ただ、質疑の時間を取りましたので、そういった中でいろんな経年というか、そういったことはどうだろうという形の確認はしたところでございます。

ただ、本来であれば、そういった問題点とかあるんだというところのこういう評価をしたというところがあれば、もっと分かりやすかったのかなとは思っております。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） 2回目になるわけですよ。1回目で聞いたことが答えられないと次、2回目になりますよね、3回目で終わりますよね。（「議長が許しますから、そのときは」の声あり）。

私がさっきから聴いているのは、点数だけでは私たちは分からない。だから、どういうA社、B社、まち感動クリエイティブからどういう回答があったかを添付していただけると、私たちも判断材料になったというふうな質問だったんですけども、それに対して課長は答えてくださいません。

私たち、本当にずっと地域振興公社と歩んできました。当初は本当に町でこういう健康複合施設を造っていただいていたというお客様もいっぱい来まして。そういう中で大事なところだと思うんです、私はこの温泉というのは。ただ、これからは老朽化してかなりの維持費がかかっていくかと思えます。そういう大事なものだからなおさらのこと、ここの内容が知りたかったとは先ほど来、話した内容でございます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長、親切丁寧にそのまま。副町長、よろしいですか。

○副町長（高橋宏明君） 先ほど来、総務課長が答弁しているように、まち感動クリエイティブが一番集客に力を入れる提案内容となっておったというあたりがポイントだったのかと感じております。

ただ、あくまでも採点者が6人、話し合いではなくて個々に採点しておりますので、それぞれの委員がどのように感じたかはちょっとはかりかねるところでございます。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） 集客に力を入れるというふうに今、お答えいただきました。どんなふうに集客に力を入れるのか、そこを聴きたいんです、私は。

この資料を見ますと、まち感動クリエイティブは、集客に関しては物すごい、こういうことをずっとやってきた法人なのですごい上手だと思います。その辺がほかと比較してどうなのか、答え方がどうだったのか、ほかのところはどういう答え方をしたのか、そこを聴きたかったんですけどもそれはなくて、ただ集客に力を入れる。それはここに大体書いてありますからこの提案内容推薦の基準というので分かります。だから、そういうのに対して集客を力を入れるのは、まち感動クリエイティブは物すごい、県内至るところで事業をやっていますからそれは上手だとは誰でも、私でも思います、きっと上手なんだろうと、この資料をもらって集客は上手なんだろうと。

ただ、私たちは、この施設が、先ほど来、前者が言いましたように、町のほうでかなり力を入れて造った施設でございます。そこを町長なり、副町長はどう捉えているか、それだけお話しください。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） 集客で提案があったのは、提案というか、今までであった実績のようなお話なんです、例えば東京から有名な大道芸人を呼んできて、それを当初、リフノスだけで公演させようとしたんだけど、そうすると、1日の単価が非常に高くなるということでリフノスと小十郎キッズランド、2日やったからギャラが2倍になるわけではないそうです。だから、そういったところを涌谷町でもぜひやりたいという話と、どうしても子供の施設中心にやってきたところなんで、山全体を使って子供の遊び場のようにしたい。先ほども言ったけれども近くの田んぼを借りて泥んこ体験をさせたい、貸し農園で土に触らせたい、ツリーハウスを使って遊ばせたい。それから、今、天平の湯に小劇場、ちょっと閉館しているんですが、そういったところを使

って子供向けのミュージカルだったりそういったことをやっていきたいというような提案がございました。

○議長（後藤洋一君） いいですよ、もう一回、お許ししますから。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 先ほど来、私が言っています、町長、副町長がこの複合温泉施設をどのような形で今後、先人の方たち、また町民の方たちがすぐく力を入れて温泉できてよかったねということをずっと言っています。今は町外の方たちが喜んで来ている部分もありますけれども、それに対して健康文化複合温泉施設という名前の天平の湯なんですけれども、それに対しての町長のお考え、これからどういうふうにしてこの複合温泉施設をクリエイティブにこういうふうな審査集計結果が至った、町長はまたこんなふうな温泉施設、また研修館をどんなふうな町長自身が捉えて今後どんなふうにするのか、その辺のお考えをぜひお聞かせください。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この指定管理につきましては、副町長をトップにしてこういったような指名委員会ですか、そういったようなものを行っているというのはスケジュールの中で聴いておりますし、私としても公社であれ何であれ、全てにおいて非常に思い入れがございますので、私の発言は一切しておりませんし、時々、断片的に途中経過というのは聴いているだけでございます。

そういったもので自分の考えを示すというわけにはいきませんでした、やはり多くの皆様に来ていただいて、そして、あの施設をもう少しにぎやかにしてほしいなど、そのようなことを望んでいます。これは公社の今の理事者にもそういったことをお願いして、残念ながらコロナ禍においてそれがなかなか発揮されてこなかった。しかしながら、その中でもここまで必死に頑張っていたという感じもでございます。そういったもろもろの気持ちもでございますので、私はこの件につきましては、委員会についての経緯とか何かには関与しておりませんが、私としては様々な考えを皆様とともに抱いているところでございます。まずは、あの地域がしっかりと交流の拠点としてなるように願っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 指定管理、毎回更新するたびに議論が起こると。涌谷町議会も毎回、公社が指定管理を更新しますけれども、議論の中では民間に任せるとか、法人にしるとか、株式会社にしるとか、いろいろこの場でも議論されてきた問題でありますので、今回もそういった点もあると思います。

これまで公社がずっと取ってきたものでありますけれども、公募制は何回目になるのかお聞きしたいと思いますし、先ほどの議論の中で、天平の湯が一体執行部にとっては何が問題なのか、問題点は一体どこなのか、その点がちょっと見えてこないんですね。その点はどう考えているのか、天平の湯は、涌谷町にとっては目玉の施設でもありますので、またまちづくりに関しても大事な施設でありますから、その点ではどういう問題があって解決しようとしているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 公募につきましては、前回から2回目という形で今回取り組んだところでございます。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） あそこの施設の位置付けというお話でございますが、もちろん、温泉を使った町民の皆様の健康増進と、それにできれば天平ろまん館であるとか、涌谷町のそういった観光資源とリンクさせた誘客

が図られたらいいなというふうな気持ちであります。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） であれば、今回の取った団体がどういった問題を、集客が一番みたいな感じになっているんですけれども、それだけじゃなくて、やっぱり複合温泉施設とか、ろまん館もそうなんですけれども、研修館でありますけれども、それを一体とした総合的な事業というのを目指すべきだと思うんですけれども、そういった点ではこの団体がどれだけできるのかというのを、既存の団体でできるのかできないのか、そういった判断が必要だと思うんですけれども、そういった点では町の考え方というのはいかがなんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） この団体の実行力という形だと思います。先ほども幾つかの例がありました。いろんな他の市町村におきまして活動の実績もあります。逆にそういう形で連携の中でいろいろな実績も上げてきているということは、非常に評価できるものだと思っております。

ただ、先ほど言いました温泉施設とかになりますと、やはりこちらのノウハウも必要だろうというところで、この人材確保についてはその施設についても十分検討していきたいというところで、しっかりやっていただくと確認できる団体と思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 指定管理ですから町の関与もそれなりにできるわけですから、さっぱりやってこなかったという意見もありますけれども、そういった点では抜かりなくちゃんと総合的に、大事な施設ですからしっかりとやっていただかなきゃ駄目なんですけれども、そこはちゃんとした町の監視ではないけれども、ちゃんと意見も取り入れられるような判断をすべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） その辺については、町がしっかり関与して運営してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 今まで答弁として、温泉の指定管理者の選定に当たって何か経営目標のようなもの、どれぐらいの剰余を出していただけますかと、そういう問いもしながら人選をされてきたように私は今、答弁の中でお聴きしたんですが、これはそうですか、そういう努力目標まで求めて人選をできておられますか、お聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回については、各提案をいただきながら集客の提案をいただいたところです。町としても、今後、先ほど申し上げましたように、観光の施設の中核でもございますので集客に向けては伸ばしていかないといけないだろう。どうしても懸念されるのはコロナ禍とかそういうところの状況はありますが、今後のその終息が見えた段階で集客を目指していくという姿勢ではございます。

ただ、具体的な数値目標までは、こちらのほうで今現在はつくっておりません。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 確認します。やっていないということですね、やってきたの、やっていないの。そこがよ

く、やっていないんでしょう、やっていないならいいんです。そういうのをやったんではちょっとなと思って疑問を感じたんです、私。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）6番、（「反対です」の声あり）12番、（「賛成です」の声あり）2番、（「反対です」の声あり）

最初、反対討論で8番から。

○8番（久 勉君） 先ほど来、ずっと説明をいただいていたんですけれども、どうも幾ら説明を聴いても理解できない。例えば幾らで請け負ってくれるのかと。これは前の業務委託と違って管理代行ということで、指定というのは行政処分的一种なので入札の手の対象とはならないと言われていまして、あとは総合評価とか、プロポーザルで提案されたり、あとは町が逆に提案してこういったことができるかというのを含めて評価というか、決定していくことになるわけなんですけれども、お金のことにしていえば、先ほどの残念だったのは、各5年間の収支であるとか、入館者数であるとか、収支でなくてもいいです、入館者数であるとか、費用、動力費とか、人件費に幾らかかるかぐらいは提案してあってそれを改善することができるかとか、そういったこととか、あるいは先ほど質疑の中で言いましたけれども、総務省で示している運用上の留意点、それらのことがこの項目になかったこととか、それも1位と2位がたった2.8の差で1位と決めていいのか、この後、また面談してどうかとか、2次審査とかできなかったのかということからして、ちょっとさっきどなたかも言っていましたけれども、拙速の決め方といいますか、結局、過去20年間やってきているわけなんですから、20年間やってきて役所としてどうだったんだろうと、どこを直せばこれがよくなるんだろうとかという、そういうことが全然話し合われたような経緯も見えないし、それからさっき言った留意点の中では、施設と会合を密に持って改善していくと、そういった姿勢も見られないことから反対とします。

○議長（後藤洋一君） 12番、賛成討論をお願いします。

○12番（鈴木英雅君） 今まで当町のにぎわいを守ってきていただきました天平の湯、その天平の湯にこの議会からも事務局、企画財政課を通じていろいろ集客に対しての物を言い続けてまいりました。

結果的に、コロナの関係もございまして、この議会、我々町民が納得できるような天平の湯の姿ではございませんでしたけれども、いろいろ天平の湯の職員の皆さんから話を伺ってもそれなりの努力はしてきた。ただ、その努力が町民には見えなかった。

そのようなことで、今回2回目の公募で3社募集したわけでございますけれども、このまち感動クリエイティブは、先ほど来から話が出ておりますけれども、宮城県下でかなり多目的に事業を行って、そして、集客をその事業を基に行っている法人でございます。そのようなことを考えましても、当町の健康パークは、今回入ってはおりませんが、あの一帯を総合的に子育てから町民の憩いの場となるあの一帯を考えていただける法人だなど、そのような判断をいたしております。

この認定こども園も同グループで来年4月から開園するような状況でございますけれども、当町の将来を担う子供たちも含めた今後の涌谷町を考えていくとすれば、にぎわいを創出できるあの一帯をまち感動クリエイテ

イブの法人に委ねて、そして、町民が納得できるにぎわいを創出できるようなあの場所にしていただける、そのような思いでございます。

ただ、一つ注文ございますけれども、先ほど来、8番議員が言っています国からの指定管理に対しての在り方、それを町当局、今までこの議会でもいろいろ物申してまいりましたけれども、全然聴いていただけなかったということ、あってはならないことが今までであったわけでございます。そのようなことを今後、同じような間違いのないような指定管理制度に町としてきちっと物申して、町民の納得できるような指定管理制度にさせていただく、そのような思いを込めまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 6番、反対討論。

○6番（稲葉 定君） 6番でございます。反対討論を申し上げます。

8番議員が申されておりましたが、それぞれの基準もこのとおりでいいのか悪いのか、ちょっと分かりませんし、配点にしてもこの点数の配点でいいのかどうなのかも分かりません。

その中で私が質問した答弁も、ピントがちょっとずれた答えじゃないかなと思ひまして、どうして情報を小出しにするのか。情報を小出しにすると、私は全然この選定の経緯とか理解できません。選定の基準が理解できない法人に今後、5年間も私どもの町の施設の指定管理を任せるわけにはいきません。よって、反対といたします。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君、反対。

○2番（涌澤義和君） こちらからの質問に対しても執行部側の答弁に関しましては、ちょっと歯切れの悪さ、これは町民も分かってくることだと思ひますので、その辺、肝に銘じて、この5年間というのがどのようなものか分かりませんが、私たちがじっくりと見てみたいと思ひますので、今回の事業に関しましては反対といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 指定管理者の指定について（健康文化複合温泉施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、議案第50号 指定管理者の指定について（健康文化複合温泉施設）は原案のとおり可決されました。

議案第51号 指定管理者の指定について（涌谷町研修館）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、議案第51号 指定管理者の指定について（涌谷町研修館）は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第13、議案第52号 指定管理者の指定について（わくや万葉の里）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在、指定管理を行っております公の施設わくや万葉の里につきまして、指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了となりますことから、令和5年4月からの指定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定方法につきましては、公募いたしましたところ、応募者は、一般社団法人涌谷町地域振興公社のみでありました。涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での審査を経て、一般社団法人涌谷町地域振興公社を指定管理者として指定いたそうとするものでございます。

なお、指定期間につきましては5か年とし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第52号 指定管理者の指定について（わくや万葉の里）の指定になります。

わくや万葉の里指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称、わくや万葉の里。

指定する団体、宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南222番地、一般社団法人涌谷町地域振興公社。

指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和4年9月8日提出、涌谷町長。

今回、議案第52号のわくや万葉の里に関する指定管理の指定でございます。

資料につきましては、先ほど見ていただきました追加資料3をご覧ください。

わくや万葉の里指定管理者公募における審査結果についてでございます。

1、対象施設等につきましては、わくや万葉の里。

指定期間については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。

今回、公募に際しまして申請団体につきましては、一般社団法人涌谷町地域振興公社の応募1社のみとなっております。

審査の経過につきましては、先ほどと内容が重複しておりますので割愛させていただきます。

審査方法でございます。公募型プロポーザル方式により指定管理者候補の選定を行っております。7月19日から8月19日までを応募期間として公募したところ、応募者は、一般社団法人涌谷町地域振興公社のみとなっております。

申請団体から提出されました書類について、第1次審査において書類の不備がないこと及び不適格法人でないことを確認した後、第2次審査として申請団体に対してヒアリングを実施しております。

涌谷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定によります選定基準に基づき、7名の審査委員が採点を行い、その平均点により候補者を選定しております。

審査委員についての名簿は4番に記載しているとおりでございます。

なお、関係課長につきましては、選定者から除外し、審査を行っているところでございます。

右表、こちらが採点結果でございます。涌谷町万葉の里指定管理者審査集計表でございます。合計点のみ、申し上げたいと思います。

100点満点のうち、60点ということで、第1順位ということで今回お願いするものでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 万葉の里の指定管理ですけれども、この公社はほかの50号、51号にも当然、公募をしていたわけですが、この52号の万葉の里だけでも受けてもよろしいという内諾とかは得ているのでしょうか。50号、51号で可決した施設も含めて公募していると思うんですけれども、それは外れているわけですよね。ただ、わくや万葉の里だけを指定管理を受けるということになるわけですが、それでもよろしいという内諾は受けているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回8月31日にヒアリングを行っております。そのときに、質疑応答の中で、もし万が一ということでもありましたけれども、万葉の里だけになってもということでお話はさせていただいて、それでもということの回答はいただいております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 涌谷町地域振興公社が5年度から事業規模が縮小されるわけなんですけれども、涌谷町が一般会計から貸付金を出しているはずなんですけれども、事業の規模を縮小したらさらに形成が困難になると思うんですけれども、その辺は話し合っているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） その辺については地域振興公社、温泉を当初から運営していただいて、当初から六、七年、利益を持たないということで多額の寄附を一般会計のほうにさせていただいております。その辺もありますので、後ほど議会の皆様とご相談させていただきまして、その返済方法について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 副町長に議会で答弁もらったのは、あくまでも返してもらうんだと、こういったふうにプロポーザルで外れるなんていうことはもっとも予想もしなかったことなただけけれども、必ず返してもらうという答弁をいただいていた。執行部側としては継続の原則があるはずなんです。それを変更するという事は簡単なことではないです。それはいかがするんですか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） その辺を含めてご相談させていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） しっかりやっていただかないと我々も困りますので、念には念をいれてしっかりしていただくように十分注視してまいりたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 以前から申し上げていたのは、結局健康文化施設というものの、あれは温泉である。だから、やっぱり利益を出してもらわなきゃ困るよと。ただ、ろまん館については、資料館、美術館、博物館みたいなもので、これで例えば博物館、利益が上がらないからやめろという市民もいないし、そういった性質のものだと思うんですよ。これを地域振興公社、今度はろまん館だけ任せて、令和4年3月31日に出ている収支、損益計算書を見ても損失159万3,000円かな、そういったことで公社にどこまで、努力目標じゃないんですけども、公社単体で集客できるかということとか、これから契約になるんでしょうけれども、だから赤字が出ていいということではないですけども、経営努力とあとは町のバックアップといいますか、応援体制をやはりきちんと話し合いをして運営されていかないと大変なのかなと思います。

以前に指摘したときは、以前は全部一緒だったからちょっと見にくいところはあったんですけども、昨年の決算のやつを見ても、旅費、交通費1万2,300円とか、だから、旅行社に歩くとか、各旅行社に働きかけるといったらそういう経費も当然かかるわけですから、そういったことも十分公社が動きやすいように、そこで働き人たちがうちのところは赤字なんだでは、やっぱり勤労意欲も上がってこないわけですから、そういったことのないようなバックアップというのは十分やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） 今、議員ご指摘いただいたように、勤労意欲をそがれるということで、実は今、公社のほうの収支状況が非常に悪いということで実は職員に対して賞与も払えていないような状況で頑張ってもらっております。今回令和5年からは万葉の里だけの運営ということになるのでいよいよ厳しくなるのは承知しておりますので、その辺はしっかり町のほうでバックアップ体制を取っていききたいというふうに考えております。

あと、プロポーザルの提案があったときも今、インバウンドが入ってこなくて客数が落ちているということで、それも徐々に外国客も戻ってくるような兆しもありますので、しっかり、その辺、営業できるような経費の積算で指定管理料を算定していきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第52号 指定管理者の指定について（わくや万葉の里）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第52号 指定管理者の指定について（わくや万葉の里）は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで延会します。

延会 午後3時42分